

12月5日（月曜日）

第2日目

平成23年12月5日（月曜日）

議事日程第2号

平成23年12月5日（月曜日）

開 議 午前10時

第1 一般質問

質 問

応 答

散 会

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

1. 高橋松治君

- (1) 地域防災計画におけるマニュアルの策定と実効性の確保について
- (2) 本庁舎機能は大震災に耐えられるのか
- (3) 環太平洋経済連携協定（TPP）交渉参加表明への市長の見解は
- (4) 市長の森林整備事業への思いについて
- (5) 放射性セシウムを含む焼却灰について
- (6) 震災地の瓦れき処理について
- (7) 心の健康を見つめる教育環境の整備について

2. 佐藤照雄君

- (1) 東日本大震災の瓦れき処理の支援について
 - ① 被災地支援のため受け入れをすべきと思うが、受け入れの条件は
 - ② 受け入れるとしたら、どこからどういう場所に、どのくらいの量が可能か
 - ③ 放射能に対する風評や風評被害を心配するが、しっかりとした知識の醸成が必要であり、学校教育やいろいろな機会をとらえて市民への知識の徹底を
- (2) 中・小水力発電の取り組みについて
 - ① 環境先端都市を標榜している市として、限界集落対策や雇用の創出のためにも推進を
 - ② 一般事業者が容易に参入できるような環境整備を
- (3) 8月の集中豪雨から今後の課題について
 - ① 市道からあふれ出た大量の雨水が宅地や耕作地などの傾斜地に大きな被害を与えたことについて

- ② 土砂災害により、下方の私有地等に崩れた土砂の除去や復旧工事ができない高齢者世帯がふえていることについて

3. 菅 大 輔 君

(1) 小畑市政20年の検証

- ① 大館市の現状をどう見ているか
- ② 大館市民の生活の実態をどう見ているか

(2) 財政運営について

- ① 財政健全化こそ喫緊の課題である
- ② 歳入に見合った歳出構造にすべき
- ③ 政治は結果

(3) 中期財政計画（平成23～27年度）

- ① 持続可能な財政状況なのか
- ② 平成27年度には19億5,400万円もの多額の収支不足が見込まれている

4. 佐 藤 芳 忠 君

(1) 年間2万7,000トンの焼却灰を当市に搬出してきた埼玉・千葉県の6市1広域組合の最終処分場の有無について

(2) 焼却灰の受け入れ再開には「市民の理解」と「花岡地区住民の理解」どちらの理解が必要なのか

(3) 国へ「セシウム入り焼却灰の処理を円滑に進めるための要望書」を提出した理由について

(4) 焼却灰受け入れ反対の「請願」に込められた5,138人の思いを、市長はどのように施策に反映させるのか

5. 吉 原 正 君

(1) 環太平洋経済連携協定（TPP）について

- ① 市長は反対を表明しているが、見解を
- ② この地域の経済（商工業）にとって、どのような影響が予想されるか
- ③ 持続可能な農業を築くため、3つの課題について

ア 農業所得の向上対策

イ 担い手・後継者対策

ウ 遊休農地対策

- ④ 大館市農業再生協議会が設立されたが、その機能が十分に発揮されているか

(2) 再生可能エネルギーを活用し、エネルギーの地産地消を

- ① 太陽光発電の普及と補助制度の創設
- ② 小水力発電への取り組みについて

(3) 大葛小学校の校舎の利活用について

出席議員（27名）

1番	小棚木 政之君	2番	武田 晋君
3番	佐藤 照雄君	4番	小畑 淳君
5番	花岡 有一君	6番	中村 弘美君
7番	畠 沢 一郎君	9番	藤原 明君
10番	千葉 倉男君	11番	佐藤 久勝君
12番	仲 沢 誠也君	13番	虻 川 久崇君
14番	石 田 雅男君	15番	藤原 美佐保君
16番	斉 藤 則幸君	17番	明 石 宏康君
18番	佐 藤 芳忠君	19番	吉 原 正君
20番	佐々木 公司君	21番	佐 藤 健一君
22番	田 中 耕太郎君	23番	富 樫 孝君
24番	田 村 齊君	25番	菅 大輔君
26番	笹 島 愛子君	27番	相 馬 エミ子君
28番	高 橋 松治君		

欠席議員（1名）

8番 伊 藤 毅君

説明のため出席した者

市 長	小畑 元君
副 市 長	吉田 光明君
総 務 部 長	花田 鉄男君
総 務 課 長	阿部 徹君
財 政 課 長	芳賀 利彦君
市 民 部 長	斎藤 まき子君
産 業 部 長	木村 勝広君
建 設 部 長	丸屋 義明君
比内総合支所長	羽賀 一雄君
田代総合支所長	下山 廣君
会計管理者	金 賢隆君

病院事業管理者	佐々木 睦 男 君
市立総合病院事務局長	明 石 和 夫 君
消 防 長	石 井 直 文 君
教 育 長	高 橋 善 之 君
教 育 次 長	大 友 隆 彦 君
選挙管理委員会事務局長	戸 田 恒 夫 君
農業委員会事務局長	奈 良 明 彦 君
監 査 委 員 事 務 局 長	田 村 喜 美 雄 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 部 清 美 君
次 長	豊 田 耕 司 君
係 長	笹 谷 能 正 君
主 査	長 崎 淳 君
主 査	若 松 健 寿 君
主 査	佐々木 仁 君

午前10時00分 開 議

○議長（藤原美佐保君） 出席議員は定足数に達しております。

よって、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、日程第2号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（藤原美佐保君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の質問時間は、再質問を入れて1人40分以内と定めます。

質問通告者は9人であります。

質問の順序は、議長において指名いたします。

○議長（藤原美佐保君） 最初に、高橋松治君の一般質問を許します。

〔28番 高橋松治君 登壇〕（拍手）

○28番（高橋松治君） 社民党の高橋松治でございます。まず質問に入る前に、私の身内も仙台と気仙沼でこのたびの地震で被災しましたが、何とか元気に頑張っております。3月11日の大震災からもう9カ月になろうとしています。いまだに多くの方々が亡くなり、さらにまた、4,000人以上もの方々が行方不明と言われております。早く何とかしなければならないという思いでございます。この方々に対して、謹んで哀悼の誠をささげたいと思います。それでは通告に従いまして、順次質問させていただきます。今議会のトップバッターでございますから、私が何とか壘に出ないと後の打者がスムーズに行かないという気持ちで頑張りたいと思います。どうぞしばらくの間、御清聴いただきたいと思います。

まず最初に、**地域防災計画におけるマニュアルの策定と実効性の確保**についてでございます。今回の東日本を襲った大地震・大津波の影響で、東京電力福島第一原発は全電源喪失による緊急炉心冷却装置の停止によって、炉心溶融という最悪の事故を引き起こしました。その後、水素爆発や放射能汚染水の海洋投棄などによって、広範囲にわたり大気・土壌・海水などが大量の放射性物質に汚染され、極めて厳しい状態であったと思います。いまだ原子炉事故は収束せず、地域住民と労働者・子供たちの健康と命にとってもはかり知れない影響が危惧されております。生活の基盤を失い、雇用を失い、そして放射能汚染によってふるさとを失っている現実、自治体には生存権の確立という課題の解決が求められていると考えます。そこで、地域防災計画におけるマニュアルの策定とその実効性の確保について、市における地域防災計画とその内容は、災害対策基本法第42条に規定されております。そのために、災害対応を円滑に実施するため、主要な応急対策業務について、その留意点やポイント、地域防災計画には記されておらない具体的な行動手順等を明確にし、災害対応の基本指針を示すことによって、各部局及

び職員が共通認識のもとに、災害対応を行えることを目的とした災害マニュアルの策定作業は緊急かつ重要な課題であると認識しておりますが、市長のお考えを伺います。さらにまた、高齢者・障害者・外国人・乳幼児・妊婦など災害時要援護者への支援体制の構築についてであります。今般の東日本大震災ばかりではなく近年の風水害や地震災害を見ると、犠牲者の多くは高齢者や生活に支障のある要援護者が占めている現状でもあります。地域住民の生活と生命を守ることは自治体の責務であります。自助ばかりでは助かる命も守れません。要援護者情報の的確な把握と関係公共機関との連携を重視した災害対応の確立、いわゆる公助と見守りネットワーク活動など地域での支え合い、共助による災害時要援護者支援対策の強化によって、災害時の被害を最小限に抑えることが可能となるとともに、災害に強いまちづくりの実現、ひいては安心して暮らせるまちづくりにつながります。以上のことから、災害時要援護者マニュアルの早期策定についても、市長の決意をお伺いするものであります。

次に、**本庁舎機能は大震災に耐えられるのか**ということであります。大規模災害発生時には、災害警戒態勢に始まり、避難勧告、被害情報収集、災害広報、災害避難、災害援護など、初動態勢の速やかな構築が必要であるとともに、緊急道路の確保、食料・水・生活必需品の確保と配分、電気・ガス・水道などのライフラインの確保、下水・ごみ・し尿と消毒などの環境衛生への対処が求められます。さらに、復旧まで長期間を要する場合は、住宅の確保や災害ボランティアの受け入れ、義援金・義援物資の受け入れと配分、被害認定、罹災証明書の発行など多くの業務が必要となります。そして、これらの業務は災害対策本部が設置される本庁舎を中核として行われます。しかし、今回の大震災、そして相次ぎ発生した大規模な余震の際、本庁舎は停電となり、辛うじて数台の自家発電機で難をしのいだのであります。防災担当職員を中心に一丸となって災害対策に当たった職員の心労は大変であったと思われまます。本庁舎西側は、耐震調査の結果、現在使用不可能となっているところもあり、改めて本庁舎の脆弱さに危惧を感じます。御存じのとおり、東日本大震災で多くの自治体庁舎が被災し、行政機能が喪失しました。建物ばかりでなく自治体行政を担う職員も数多く亡くなっております。人的被害を含む行政基盤の損失は、市民への支援がおくれるとともに、よりどころを失った地域住民の不安を増幅させます。今般の大震災の経験を踏まえ、市の防災拠点となるべき本庁舎機能の維持・確保、執務機能の維持・確保にどう取り組まれるのか、市長の決意をお伺いするものであります。

次に、**環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）交渉参加表明への市長の見解**ということあります。野田内閣総理大臣は11月11日、ＴＰＰ交渉に参加すると表明しましたが、交渉参加をめぐっては、交渉内容の情報や相手国の要求、ＴＰＰが日本にもたらすメリットやデメリット、リスクが全く国民に開示されておられません。国民世論は賛否が分かれ、多くの農林漁業従事者・医療関係者・消費者・自治体などは、地域経済社会や国民生活の不安を拡大し、政治の混乱を助長する交渉への参加表明だとして強く反対しております。その理由は、農林水産業への打撃だけでなく、医療（国民皆保険・医薬品認可）、食の安全基準（遺伝子組み換え・残留農

業)、投資(外国資本の自由化)、公共調達(公共事業)、郵政、共済など21分野の市場開放により、国の形が大きく変わり、国民生活に多大な影響を与えるおそれがあると言われております。しかし、政府には、「これらの不安や影響に対してどのように対処するのか」「国益をどう守るのか」「全く戦略を持っていないのではないか」との心配する声が多くあります。政府が引き続きT P Pへの参加を求めるのなら、国民がきちんと判断できるような21分野の交渉内容・論点・合意点などの情報を公開し、何が日本の国益となるのか、農業への打撃や国民生活への影響にどう対処するのか明らかにする必要があると思います。我が国に今必要なことは、T P P交渉参加ではなく、東日本大震災からの復旧・復興、被災者への支援に全力を挙げて、被災された皆さんが一日でも早く安全で安心して暮らせる施策の確立を図ることが急務だと考えます。市長はどのような考えでおりますか、見解をお伺いするものであります。

次に、**市長の森林整備事業への思い**についてであります。市長は、平成3年4月に大館市長に初当選されると、地球温暖化対策のために森林整備の重要性を重視し、大館市森林整備公社設立に奔走し、実現して、平成5年度から間伐事業が開始されたのであります。短期間での事業開始までの努力ははかり知れない苦労があったものと推測されます。そして、平成9年12月11日、第3回地球温暖化防止京都会議が国立京都国際会館で開催され、CO₂などの温室効果ガスを削減するための京都議定書が締結されたことを契機に、当市の事業は環境保護の視点からもその重要性が増し、今年度までの19年間に878ヘクタールの私有林で事業が実施されたところであり、当市が実行してきたこの事業は、国内の自治体では他に例のないもので、CO₂削減に多大な貢献をしてきたものと思いますが、市長のこの事業に対する思いを率直に伺いたいと思います。

次に、**放射性セシウムを含む焼却灰**についてであります。関東圏から処理のために搬入されていた放射性セシウムを含む一般廃棄物の焼却灰について、搬入再開をしないという報告を受け、また処理されないまま仮置きされていた焼却灰は排出元に返却されるということをお伺いしましたが、大変に安堵しているところであります。ただ、気になることは、震災発生から今回のことがわかった7月11日までの間に既に埋め立てされた焼却灰についてであります。この間に処理された焼却灰についても放射性セシウムが含まれていたと思われ、この安全対策について、どのようなことを行ってきたのか。また、今後どのような対応を考えているのかをお答えいただきたいと思っております。特に、周辺の空間放射線量や排水・地下水への影響を心配する声が多くあります。これまでの状況と今後の見通しなどについてもあわせてお答えいただければありがたいと思っております。

次に、**震災地の瓦れき処理**についてでございます。このたびの大震災により、大量の瓦れきが震災復興の妨げになっていると言われておりますが、この処理については、秋田県知事も受け入れ処理に前向きな発言をしておられ、市町村にもこれから詳しく説明があると言われております。震災復興への支援と協力が必要なことは理解できますが、市民の安全の確保という点か

ら、安易に判断できることではないと考えております。このことについては、市民の間でも非常に関心が高くさまざまな考えがあるとは思いますが、こうした震災瓦れきの受け入れについて、市長の所見を伺いたいと思います。もし受け入れる考えがあったら、放射能の脅威をどう考えているのか、大館市は何ができるのか、受け入れることとするときの条件など、お考えがありましたらお伺いしたいと思います。

最後に、**心の健康を見つめる教育環境の整備**についてであります。現代社会は、大人も子供たちもいろいろな悩みやストレスを抱えながら日々暮らしています。その悩みについて、友達や家族などとのコミュニケーションで上手につき合っている子もいれば、誰にも相談できずにひとりで悩みを抱えたままかなりの時間が経過した後に最悪の事態になるケースも想定されます。また、家にいながら親の知らないところで、携帯電話やパソコンのインターネットなどで他人の悪口を公開するなどの犯罪に結びついているケースもあります。誰にも言えない悩みを持って苦しんでいる児童生徒の悲痛な叫びを見逃さない取り組みが必要であります。その対策として、市内小・中学校に児童生徒への心理的カウンセリング、教職員への助言・援助などの心理コンサルテーションを職務とするスクールカウンセラーを配置して、心の教育相談の強化を図り、命の大切さの教育が必要だと考えますが、具体的な防止対策について、教育長にお伺いします。

以上、私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）（降壇）

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長（小畑 元君） ただいまの高橋議員の御質問にお答えいたします。

1点目、**地域防災計画におけるマニュアルの策定と実効性の確保**についてであります。市では、今回の震災を教訓としこれまでのさまざまな対応を個々に検証してきたところ、今後の防災対策として取り組むべき最も重要な課題は、ライフラインの確保、避難所の整備と物資の備蓄、災害時要援護者対策の3点であると認識し、その解決に向け、各種マニュアルの策定を進めております。ライフラインの確保につきましては、不測の事態により発生した長時間の停電、飲料水の確保や物流停滞などに対処する広域的災害対応マニュアルを策定中であります。また、電気の応急復旧に対処するため、北鹿電気工事業協同組合と災害時における電気設備等復旧応援協定を締結したほか、現在、災害時の燃料確保を目的に秋田県石油商業協同組合大館支部と、また、資機材等の相互提供や職員の相互派遣に向けて兵庫県篠山市と災害時応援協定を締結すべく現在協議中であります。避難所整備と物資の備蓄につきましては、このたび、市内各公民館に発電機・非常食等避難所に必要な物資の配備が完了したほか、避難所開設・運営マニュアルの策定に向けて協議を進めており、間もなく完成いたします。また、今回の大震災で、市外から本市へ57世帯143人の避難者があった経験を踏まえ、避難者受け入れマニュアルを年度内に策定する予定であります。次に、災害時要援護者対策につきましては、災害発生時には、自分で自分の身を守る自助が最も重要であることを基本としつつ、それが困難であることが想定

される高齢者や障害者などの要援護者については、町内会や近隣住民による避難支援——いわゆる共助が必要不可欠になると認識しており、議員御指摘の要援護者マニュアルにつきましては、既に策定済みの大館市災害時要援護者避難支援実施要領を今後よりわかりやすく改定し、要援護者避難支援マニュアルとして関係者に配付し周知してまいります。また、現在、来年4月から本稼働を予定している要援護者支援管理システムへ反映させるべく、高齢者・障害者等を対象とした要援護者登録の拡大を図っているところであり、本システムにより、要援護者の円滑な避難支援が実現できるものと期待しております。なお、今回の震災対応において、災害発生から24時間以内の職員の初動対応を定めた緊急対応マニュアルに改善すべき点は何点か見つかったため、これをより実効性の高いものに改めるなど、防災体制の強化に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

2点目、**本庁舎機能は大震災に耐えられるのか**についてであります。議員御指摘のとおり、災害時において職員や市民の安全を守ることはもとより、防災拠点として震災後の復興に向けた執務機能の維持と確保も大変重要な本庁舎の機能であります。本庁舎は昭和29年に建築され、その後増築を繰り返してきましたが、老朽化が進んでいることから、平成21年度及び22年度に耐震診断を実施しました。その結果、耐震補強工事が必要とされたことから、平成23年度に実施設計、平成24年度の施工を予定し準備を進めていたやさきに東日本大震災が発生いたしました。今回の震災は、マグニチュード9、震度7という国内観測史上最大を記録し、従前の耐震補強計画における想定を大きく上回ったことから、庁舎は防災拠点として、より強度の高い施設として整備する必要があると考え、当初の耐震化計画を見直し庁舎のあり方を再検討してまいりました。再検討に当たっては、1. 現庁舎を耐震補強する案、2. 旧正札竹村本館・新館を改修し移転する案、そして、3. 現庁舎を全面改築する案の3案により、建物の強度、補強の方法やそれに伴う経費、今後の耐用年数などを比較いたしました。その結果、今後おおむね30年間にわたって防災拠点としての機能を持ち得る庁舎を考えた場合、現庁舎は現在のコンクリート設計基準強度を満たさないのに対し、旧正札竹村本館・新館はほぼ設計基準のコンクリート強度を保っていることが判明いたしました。このことから、現庁舎の耐震補強を行ったとしてもその後の長期使用に不安があるため、今後の庁舎のあり方については、旧正札竹村本館・新館を改修し移転する案と現庁舎を全面改築する案の2案で、議会を初め広く市民の皆様の御意見を伺いながら、さらに検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解をお願い申し上げます。

3点目、**環太平洋経済連携協定（TPP）交渉参加表明への市長の見解**についてであります。TPPに参加した場合には関税の原則撤廃や規制緩和などにより、さまざまな分野で国民生活に大きな影響を及ぼすことは必至であり、農業を初めとする第1次産業は壊滅的な打撃を受けるものと予想されております。また、医療や保険分野では、混合診療の全面解禁による自由診療市場の拡大に伴い、公的医療保険の給付範囲の縮小や医療の質の低下、利益追求による

不採算地域からの医療機関の撤退を招き、さらには医師不足や医師偏在に拍車をかけ、地域医療の崩壊につながるものが懸念されております。本市農畜産業への影響としては、米などの主要6品目の算出額が平成20年度の104億6,000万円から35億2,700万円と約3分の1に減少すると試算されております。関税がすべて撤廃されると生産額は、米が90%、牛乳が88%、牛肉が79%、豚肉が70%、比内地鶏が30%、おのおの減少すると予想されており、廉価な海外農・畜産物の流入による農家への直接的影響はもとより、流通業など関連産業への影響も含め、地域経済への打撃ははかり知れないものがあります。今後は、政府に対し十分な議論と協議経過についての詳細な情報開示を求めるとともに、地域経済や社会に及ぼす影響を考慮し、将来にわたる産業の安定確立と振興が損なわれることなく、国民が安心して暮らせるよう配慮した具体的な方策を一刻も早く示し、不安を払拭していただけるよう、関係団体と連携しながら強く要望してまいりたいと考えております。また、震災による被災地の復興・復旧は喫緊の課題であり、特に農林漁業は被災地東北の基幹産業であることから、TPPが復興の妨げとならないよう、十分な対策について要請してまいりたいと考えております。

4点目、**市長の森林整備事業への思いについて**であります。大館市森林整備公社は、地域のスギ人工林の保育間伐により、森林の持つ機能を高め良質材を確保することを目的として平成5年に設立されました。設立と同時に森林整備事業を実施し森林所有者の負担を軽減したことにより、この19年間で約878ヘクタール、計画面積の97%で初回間伐が実現いたしました。大館市森林整備公社設立当初から御尽力いただいた議員を初め、事業説明、現地調査等に当たられた森林整備公社職員の皆様に対しまして、改めて感謝申し上げる次第であります。議員御承知のとおり、我が国の林業施策は時代の変遷とともに大きくさま変わりしてきております。平成21年には従来の切り捨て間伐から搬出間伐に転換するため、作業道などの路網整備や森林施業の集約化を促進し、木材の安定供給と林業の経営強化により、10年後の木材自給率50%を目指す森林・林業再生プランが国から示され、本年度から実施されております。本市におきましても、初回間伐97%達成を一つの区切りとし、森林施業の集約化や搬出間伐を主とした業態に切りかえるべく、これまでの森林整備事業は本年度をもって終了し、今後、森林整備公社の理事会において解散も含め対応を検討していく予定であります。市といたしましては、再生プランで新たに示された国の補助事業の内容を踏まえながら、平成24年度から市独自の補助事業について検討しており、引き続き大館市の林業・木材産業発展に向けた施策を実施してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

5点目、**放射性セシウムを含む焼却灰について**であります。御質問にお答えする前に、このことに関連いたしまして御報告させていただきます。本市及び小坂町に仮置きされている焼却灰につきましては、今月3日から5日までの間に排出元自治体へ返送される予定でありましたが、今月2日に事業者から本市に排出元自治体の受け入れ日などに制約があるほか、JR貨物の首都圏貨物ターミナルでの保管日数に制限があるため、当初の日程で作業を終えることが困

難になった旨の報告がありました。焼却灰の返送作業は今日3日から始まり、今月中には完了する見込みでありますので皆様に御報告申し上げます。次に、御質問についてであります、このたびのことが明らかになってからは、最終処理場内の空間放射線量や排水・地下水のモニタリング体制を強化しており、また、処理場周辺や市街地でも空間放射線量のモニタリングを行っております。その結果は、すべて秋田県内の通常レベルとほぼ同等の数値で推移しております。今後もこうしたモニタリングを継続し安全であることを確認するとともに、市内外への周知を継続してまいりたいと考えております。また、万が一異常があらわれた場合は、国や県と協議しながら迅速かつ的確に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

6点目、**震災地の瓦れき処理について**であります。このことにつきましては、本定例会において多くの皆様から御質問をいただいておりますが、議員御指摘のとおり、市民の安全確保を最優先とした上で対応しなければならないものと考えております。被災地の瓦れき処理については、自治体が個々に判断するのではなく国民全体で考え国全体で対応すべき問題であり、まづもって国が基本的な方針を示す必要があると考えております。今後、瓦れき処理に関し、国や県などから得られる情報を精査しながら慎重に判断してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

7点目の心の健康を見つめる教育環境の整備については、教育長からお答え申し上げます。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

○**教育長（高橋善之君）** 高橋議員の7点目の御質問、**心の健康を見つめる教育環境の整備について**お答えいたします。議員御指摘のとおり、現代社会はストレス社会であり、この大館でさえ都会ほどではないにしても社会や家庭のひずみ、インターネットや携帯電話によるトラブルなどから生ずるストレスにさらされております。それは大人社会の問題だけではなく、感受性の強い子供たちの心にも強い影響を与えるものであり、子供たちの心の健康を守ることは教育機関の重要な責務であると受けとめております。このような状況を踏まえ、教育委員会としてはこれらの予防措置として、1. 充実した学校生活を送らせることで、ストレスを解消しエネルギーを供給すること、2. 教師との信頼関係を築くとともに、健全な学級集団・縦の集団を育成し、より安心できる人間関係を築くこと、3. 外部人材を活用した命の授業・心の健康教室などの実施に取り組んでおりますが、それでもなお心の健康を損ねる子供たちを防ぎ切れないのが実状でございます。子供が重い悩みやストレスを抱えているとき、保護者の方から相談があることが望ましいわけですが、家庭が気づかない、または放置しているのではないかとと思われるようなケースもあります。そのため、1. 学級担任や養護教諭など教職員による日常の観察、2. 学校による心理調査・いじめ調査、3. 市教委によるいじめ・ストレス調査、これは年3回実施してございます。4. スクールカウンセラーなど専門職による観察、5. 市少年相談センターなど相談機関からの情報提供など、多様な関係機関等から把握できた情報を教

育委員会に集約し、必要なケースについては迅速に対応するよう学校に指示をしているところ
であります。また、専門的相談体制を強化するために、1. すべての学校にスクールカウンセ
ラーを派遣、2. 心の教室相談員を4中学校に配置、3. 生徒支援加配教員として教諭3名、
養護教諭1名を配置、4. 児童福祉機関・医療機関などの専門機関との連携の強化に取り組ん
でおり、さらに平成24年度からは大館市に臨床心理士が2名増置されることから、臨床心理士
を核とした専門家チームをつくり、児童生徒・教職員・保護者へに対応できるシステムを検討
しております。以上のように、でき得る限りの観察・相談体制を構築し対応しているところ
ですが、このような体制の構築とともに一方で必要なことは、ひ弱で脆弱で無菌室の中でしか生
きていけないような子供たちにしないよう、将来を見越して意図的に心を鍛える教育を行うこ
とであります。三陸の被災地の子供たちの姿を見るにつけ、今後、たくましく生き抜く力の育
成が重要な教育目標になるものと考えております。そのために学校・地域・家庭が連携し、地
域ぐるみで子供たちを育てる学校支援地域本部事業を現在の11本部12校から、平成24年度は全
小・中学校に拡大して実施することを計画しておりますので、御理解と御支援を賜りますよう
お願いいたします。以上でございます。

○28番（高橋松治君） 議長、28番。

○議長（藤原美佐保君） 28番。

○28番（高橋松治君） 4点目の問題について再質問させていただきます。今市長から答弁あ
りましたが、私は先ほどもお話ししたように、（森林整備事業を行っているのは）全国の自治
体で当市だけである。全国に現在どのくらい市町村があるのか、ちょっと把握はしておりませ
んが、この大館市だけで実施されてきた。それで、私、何年か前に、市長に「これはノーベル
賞ものではないか」と言ったことがあります。それくらいに大変貴重な事業であったし、CO
₂削減にどのくらい貢献したのか、はかり知れないと思います。そこで、市長から環境省にで
もひとつ報告をして、どのくらいの効果があったのか、京都議定書が来年で終わるので、その
後どうするのかというような大変な、世界的にも深刻に考えなければならない問題であると思
います。そういう状況下でありながら、当市で行ったこの事業は、大変な効果を得た事業では
ないかと思っております。そこで、市長が環境省に報告してみるという考えがないものかどう
か、ひとつお聞かせください。以上です。

○市長（小畑 元君） 議長。

○議長（藤原美佐保君） 市長。

○市長（小畑 元君） 大変高い評価をいただいて恐縮しております。この森林整備、通称、
間伐公社と私どもは呼んでいたわけですが、初回間伐を何とかでかしたいという思いで
スタートし、比内・田代の1市2町の合併後も、今度は比内・田代の間伐のおくれを何とかカ
バーして97%という数字になったわけであります。そこで、議員御指摘のように、これらの施
策の効果測定、どのくらいこれによって森林整備が進み、そしてまた、国内産材の有効活用が

図られるかどうかについてをやはり全国にお示しすることも実に重要ではないかと思っておりますので、早速その作業に入り、このようにきちんと森林整備をすることによって、さまざまなプラスの面が出てくることを何とか全国へ発信できればと思っておりますので、今後努力してまいりたいと思っております。大変どうもありがとうございます。

○議長（藤原美佐保君） 次に、佐藤照雄君の一般質問を許します。

〔3番 佐藤照雄君 登壇〕（拍手）

○3番（佐藤照雄君） おはようございます。平成会の佐藤照雄でございます。今回は平成会を代表いたしまして質問させていただきますが、きょうは非常に天気が悪いところ、恒例の田代地区の行政協力員の皆さんがいらしております。私もなかなかタイミングが合わなくて、今回何年ぶりかで地元の行政協力員の方々に聞いていただきます。どうかきょうは一日、時間の許す限り、一般質問を御清聴いただければありがたいと思っております。それでは、通告に従って市長に質問させていただきます。

まず、東日本大震災の瓦れき処理の支援についてお伺いいたします。新聞によると、野田内閣総理大臣は、11月21日の全国知事会議で東日本大震災の復興と東京電力福島第一原発事故の復旧を最優先課題として、岩手・宮城両県の震災瓦れきについて広域処理に理解を求めています。そして、次の日の11月22日の県議会自民党会派との県政協議会では、会派の議員から佐竹知事に対して、宮古市の瓦れき処理を始めた東京都を例に挙げ、「隣県が困っているとき、何もしないのはいかかなものか。知事自身が安全性をPRし市町村を説得し処理に協力すべきだ」と指摘したことに対し、知事は、環境省が18日に改定した瓦れき広域処理の安全性に関する指針を踏まえ、「ようやく100ベクレル以下という基準値が示された。排出元の測定結果や分別状況を見たとで県民にみずからの言葉で呼びかけたい」と述べております。そして、28日の定例記者会見で知事は、「12月中に県の方向性を示し、時間は若干かかるが受け入れたい。市町村や事務組合に対し近く4回目の受け入れ意向調査を県独自に実施する」とし、基準を下回ることを前提に引き受けていくことが本当の復興支援になると強調し、「放射能レベルが本県とそう変わらなければ、いたずらに神経質になる必要はない」としながら、受け入れの方針を固めた際には、「記者会見を通して県民に理解を求める」と述べたとしております。本県が処理要請を受けているのは、岩手県沿岸北部の計13万トン。環境省の推計では、岩手県の瓦れき総量は476万トンで、年間に出る同県のごみの11年分に上るとされております。こうした膨大な瓦れきを少しでも少なくするため、住民の過剰な反応のため受け入れ先が少ない中、あえてやろうとすることこそ被災された方々の心の負担をいやす最大の援助であり、知事が県内の市町村に協力要請するというところまで来ておりますが、我が大館市としては県の要請に対し、私は、被災地支援のため受け入れをすべきと思っておりますが、受け入れの条件としてはどんなものがあるのでしょうか。また、受け入れるとしたら、どこからどういう場所に、どのくらいの量が

可能か。この2点について、市長の御所見をお伺いいたします。11月18日には、宮古市で自治体職員を対象とした現地視察会を開催。本県からは、県・秋田市・大館市・能代市・由利本荘市・横手市・大仙美郷環境事業組合が参加したようですが、我が大館市も条件さえそろえばその気があるようにも見えます。また、今回新たに示された国の1キログラム当たり100ベクレル以下の目安は、国際原子力機関の安全指針を参考としたクリアランスレベル——放射性物質として扱う必要のないものであり、環境省は瓦れき処理の運搬過程で被曝の問題は生じないとしておりますが、そうであれば、なおさら受け入れをちゅうちょする理由にはならないのではないのかという気もいたします。今回の原発事故によるものか、過去の米国などの核実験などの影響かはわかりませんが、山林には放射性セシウムなどが蓄積されているとしておりますが、大館市の周辺からとれたキノコやクマなどから微量の放射能が検出されております。震災地の瓦れきからの放射性物質の検出が全くゼロということは絶対あり得ないと思っておりますが、市民の中には放射能は少しでもだめと拒絶している方もおります。私の身内には基礎医学の道に進んだ者がおり、つい最近その人と話す機会がありました。今回の原発事故による放射能の影響や、最近子供ができない若い夫婦が増加しており不妊治療をしているケースなどについて聞いたところ、「放射能については線量が多くなければそれほど怖くない。自分は、長年研究のための実験などで普通の人から見ればかなりの放射能を浴びているが、ちゃんと子供もできているし特別な異常もない。むしろ、不妊の問題はこれまでの長年のいろいろな大気汚染やアスベストなどによって男性側の遺伝子の染色体が傷つけられている可能性がある」と申しておりました。焼却灰受け入れ問題が発生してから、私は放射能に関する新聞の記事やいろいろな雑誌に目を通してありますが、科学雑誌ニュートン7月号に、「原発と放射能」という特集で放射能に関するいろいろな記事がありましたが、その中で、アメリカのピッツバーグ大学のコーエン博士が放射能のリスクについて述べておりました。「お酒を多く飲む人やたばこを吸う人の寿命リスクが1年だとすれば、放射能関連の仕事についている人や放射線を取り扱う医療関係者の寿命リスクは23日ぐらいである」ということでありました。また、私の読んだ別の米問題の特集にした週刊ダイヤモンドには、「放射性物質を正しく理解し怖がろう」という見出しの記事が載っておりました。この記事の科学ライターは、これまで起こったBSE感染牛問題や工業用米が食用に不正に横流しされた事件などで、週刊誌などが過剰な記事であつたことなどを例に、食の安全への日本の消費者の関心が非常に高いことからメディアが一斉に報道し、特定の組織や人物が袋だたきにされた事例が繰り返されてきたことを憂いておりました。「食品にゼロリスクを求めることはできない。食品には虫や微生物がつきやすい。そのため、農薬や食品添加物が発達した。食品研究の進展に伴い、自然の食品にも毒性物質や発がん性物質が含まれていることがわかってきた。人類は、多様にあるリスクをほどほどのところで抑えながら食べている。ところが、こうしたことが消費者に理解されておらず食の安全問題への過剰反応は諸外国に比べ際立っている。一度何か事件が起きると根拠なしにパニックになる」と書いており

ました。「リスクの大きさに応じて、高濃度の汚染はともかく、ほどほどのところは許容する科学的な姿勢が求められている」としております。「食品検査結果は、ほぼ毎日、厚生労働省や農林水産省によって公表されているが、マスメディアやインターネット上で騒ぎたい人たちは取り上げない。国や県のわかりやすい説明が足りないのは事実だが、消費者も不安をあおる言葉にやすやすと踊らされていないか。日本人に求められているのは、科学的な判断力であり、被災地を支えようとする倫理だ」と、このライターはこの記事を結んでおります。また、朝日新聞に11月23日から25日まで3回の連載で、「汚染大地から チェルノブイリ原発事故25年」ということで載っておりました。300年は人が住めないという、福島第一原発事故の6、7倍の放射能が降ったというチェルノブイリ原発事故で、ベラルーシでの除染の試みや放射性物質を外部に拡散させないための山火事の防止策、あるいは地下水の汚染対策をするなどの環境モニタリングに力を入れているということ。汚染度が高い立ち入り規制地域でも最近ではキノコなどの例外を除いてほとんどの野菜は基準値未満におさまっていること。汚染地域に住む子供たちのためのリハビリ健康センターがあることなどが載っておりましたが、1986年のチェルノブイリ原発事故では33万6,000人が避難や移住を強いられたが、避難・移住した人の移住先でいろいろと差別扱いをされたことや放射能がうつると隔離扱いさせられた手記が生々しく語られていたことに対し、世界保健機関では、正しい知識の伝達が重要として、事故の汚染の正しい知識の普及に努めるため、インターネットでの情報発信に加え、ことしは絵本を作成して配布を始めたとしており、「専門家でない人がうわさを流し、政府の言うことを信用しない人がそれらを信じる。そういう人々に第三者の立場から、正しい知識と情報、自分の体験を伝えることが重要だと思う」とは、この記事をルポした方の終わりの言葉でありました。そこで質問の3点目は、**放射能に対する風評や風評被害を心配するが、しっかりとした知識の醸成が必要であり、学校教育やいろいろな機会をとらえて市民への知識の徹底を行う必要がありますが、いかがでしょうか。**

次に、**中・小水力発電の取り組み**についてお伺いいたします。エジソンによって実用化された電気という近代人間社会の文化生活の根幹をなすエネルギーによって、産業・経済の発展とより高い文化生活を営むことができ、現在の我々の生活には絶対なくてはならないものになってきていることを3. 11の事故による停電の際、また改めてその認識を強くされたと思いません。その電気も安定的な発電とコスト安、あるいは化石燃料による地球環境の悪化を食いとめる策として原発の開発が進められ、さらに将来の原発依存を高めるスキームが描かれていたときでありましたが、今回の福島第一原発の事故によって、これまでの原発依存を大きく変えざるを得ないことになりました。これまでもいろいろな議論があったにせよ、結果的に発電の多くを占めていた原発、これまでふんだんに、直接あるいは間接的に電気を利用していた我々が好むと好まざるにかかわらず原発の恩恵を受けていたことは確かであります。今回の原発事故は改めて再生可能エネルギーへの推進を高めることになりましたが、その代表的発電法は風力

や太陽光発電であります。その他地熱などがありますが、効率やコスト、安定性などで一長一短があり、これはという決定的な発電法はないと言われております。環境先端都市としての我が大館市での発電法においては、太陽光や風力も効率やコストを考えると有効とは言えず地熱も無理であります。唯一、私は、川が多くあり水流落差の大きい中山間地の多い我が大館市こそ地形的に有利な中・小水力発電が向いていると思います。NHK秋田でもときどき小水力発電に取り組む人たちの放映をしておりますが、ある農業関係の雑誌によると、「小水力発電は農山村地域の雇用の創出にもつながり限界集落対策にも有効である」と言っております。そうした意味でも、**環境先端都市を標榜している市として、限界集落対策や雇用の創出のためにも小水力発電を推進**してほしい。あわせて、開発に伴っては水利権などのいろいろな権利や制約があると聞きますが、**一般事業者が容易に参入できるような環境整備**を行っていただきたいと思っております。

次に、**8月の集中豪雨から今後の課題**について質問させていただきます。8月17日は朝からの豪雨によって、アメダス大館観測所歴代3位の24時間で145ミリメートルを記録し、主に米代川以北、特に田代地区では小災害に見舞われました。市では、9月定例会に復旧等に要する予算を措置しその対応をしてきたわけですが、その予算措置以外の2点についてお伺いいたします。その1点目は、**市道からあふれ出た大量の雨水が宅地や耕作地などの傾斜地に大きな被害を与えたこと**についてですが、豪雨によって市道の坂の上の方から大量に雨水が流れてきて、さらに市道より低い宅地や畑に雨水が大量に流れ、その下の傾斜地が削られたというのですが、本来であればこのケースでは、規模的なものや金額的にもあるいは市道などからの土砂災害など直接かかわる災害でないことから市で補助する復旧の基準には入らないというものであります。しかし、この基準はあくまでも役所的な見方で、一般人から見れば、市で管理している道路からまともに流れてくる水によって個人の所有地が被害を受けたという認識は当然あることであります。こういう箇所は側溝をつけるとか大量の雨水が流れ込まないような措置を講じるべきだと思いますし、被災箇所への対応を図るべきと存じます。また、こうしたケースはほかにもある可能性があることから、各地区を点検し、所定の対策を講じるべきと思いますがいかがでしょうか。

2点目は、**土砂災害により、下方の私有地等に崩れた土砂の除去や復旧工事ができない高齢者世帯がふえていること**についてであります。最近働き手のない高齢者世帯がふえてまいりました。今回の豪雨によって、所有地の傾斜地の土砂が他人の耕作地に流れて行ったが、高齢者のひとり暮らしの人が迷惑とは思いつつも流れ込んだ土砂の除去や復旧への工事ができないというケースがありました。今後こういったケースが多く発生してくると思いますが、福祉の面からも行政としての何らかの支援策、あるいは高齢者世帯にかかわる危険箇所の点検とか災害予防策等を講じる必要があります。大館市の安全・安心のまちづくりのためにも、ぜひともこうした事案について、高齢者福祉という面からもよい方向でお答えいただければ幸いです。

ざいます。以上で私の質問を終わります。(拍手)(降壇)

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長(小畑 元君) ただいまの佐藤議員の御質問にお答えいたします。

1点目、東日本大震災の瓦れき処理の支援についてであります。①被災地支援のため受け入れをすべきと思うが、受け入れの条件はという御質問であります。瓦れきの受け入れにつきましては、市民の安全確保が第一の条件であると思っております。そのためには、まず国が瓦れきのほか放射性物質を含む可能性のある廃棄物処理の安全性について、その根拠を広く国民に示すとともに国の責任を明確にする必要があると考えております。

②受け入れるとしたら、どこからどういう場所に、どのくらいの量が可能かについてありますが、被災地の瓦れき処理につきましては、国が処理に関する基本的な方針を示した上で、国や県全体で計画的に取り組むべきものと考えております。議員御質問の受け入れ場所や量などは、瓦れきの種類や処分方法によって違ってくる考えられます。受け入れの対象となる瓦れきが可燃物なのか不燃物なのか、放射性セシウムの濃度や分別がどのように行われているか、瓦れきが可燃物の場合の異物混入の度合いなどを十分に調査・検証し、市民の安全確保を最優先とした上で検討することになるものと考えております。

③放射能に対する風評や風評被害を心配するが、しっかりとした知識の醸成が必要。学校教育やいろいろな機会をとらえ市民への知識の徹底をということですが、風評被害につきましては、客観的で具体的な数値に基づいて安全性をアピールすることが重要かつ効果的であると考えており、これまでも空間放射線量の測定結果を速やかに公表してまいりました。議員御指摘のとおり、情報を正しく判断するための知識を持っていただくことは重要であり、文部科学省が薦めている教職員や保護者向けの冊子の活用についても今後検討してまいりたいと考えております。市では今後、国や県などから瓦れき処理等に関する情報が得られ次第、ホームページ等を通じて広く市民に情報提供してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

大きい2点目、中・小水力発電の取り組みについてであります。①環境先端都市を標榜している市として、限界集落対策や雇用の創出のためにも推進を、②一般事業者が容易に参入できるような環境整備を。この2点につきましては、関連がありますので一括してお答え申し上げます。市では、環境先端都市の実現に向けて、リサイクル産業やバイオマスを活用した循環型産業の推進を図っているところであります。再生可能エネルギーには、太陽光・風力・水力・バイオマスなどさまざまなものがあり、市では、木質ペレットなどのバイオマスエネルギーの利活用に力を注いできております。議員御提案の中・小水力発電の取り組みについては、現在、小水力発電の可能性を探るため、専門のコンサルタントにモデルケースとなる市内6カ所の調査を依頼しております。小水力発電は、水の流量や落差などにより発電量が大きく異なり、取りつける水車の形態や発電システムで設置費も大きく変動します。一般的には電力消費が多い

公共施設などより電力消費の少ない農業施設などにおいて、自家消費用としてその多くが設置されております。市といたしましては、本年度末に提出される調査結果をもとに、市内全域の小河川や農業用水路を対象に採算のとれる設置箇所の選定と発電した電気の利用方法などの検討を行い、小水力発電の可能性を調査するとともに、個人や一般事業者に対しては設置手続等に関する相談に応じるなど、参入のための環境整備を図ってまいりたいと考えております。

大きい3点目、**8月の集中豪雨から今後の課題について**ということですが、①**市道からあふれ出た大量の雨水が宅地や耕作地などの傾斜地に大きな被害を与えたこと**についてであります。去る8月17日の集中豪雨では、市内各地で被害が発生いたしました。被害の状況は、市道の路肩決壊等27カ所、河川の護岸決壊等41カ所、農地や農業用施設への被害95カ所、林道の路肩決壊等48カ所、田畑への土砂流入面積が94アールなどとなっており、そのうち道路・河川の被災箇所については、公共土木施設災害復旧事業により復旧工事を進めているところであります。議員御指摘の市道につきましては、片側に側溝が整備されておりますが、今回の集中豪雨による大量の雨水を処理しきれずにあふれ出し耕作地に被害を及ぼしたものと思われまます。宅地や耕作地の被災箇所につきましては、土砂の撤去やのり面保護等応急的な処置をした上で、市道の状況や終末処理状況を調査し排水対策やのり面防護策を講じてまいりますので、御理解をお願い申し上げます。

②**土砂災害により、下方の私有地等に崩れた土砂の除去や復旧工事ができない高齢者世帯がふえていること**についてであります。土砂災害につきましては、秋田県で急傾斜地崩壊対策事業や砂防事業により対策工事を実施し、土砂災害防止に向けた取り組みが行われているところであります。一方、急傾斜地崩壊危険区域に該当しない私有地等で発生した小規模な土砂崩れにつきましては、まずは現地を見て危険の度合いを確認し、市が単独でできることかどうか、また活用できる制度がないかを検討し対策を講じてまいります。また、災害が発生した場合に人命や住居に危険を及ぼすおそれがある緊急性の高い箇所につきましては、迅速に調査し所有者と十分協議した上で対処してまいりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

○3番（佐藤照雄君） 議長、3番。

○議長（藤原美佐保君） 3番。

○3番（佐藤照雄君） 1点についてだけ再質問させていただきます。先ほどもお話ししましたけれども、知事は、環境省が18日に改定した瓦れき広域処理の安全性に関する指針を踏まえて、ようやく100ベクレル以下という基準値が示されたとしております。その100ベクレル以下の目安は先ほどもお話ししたとおり、国際原子力機関の安全指針を参考としたクリアランスレベル——放射性物質として扱う必要のないものということになっております。そして環境省では、瓦れき処理の運搬過程で被曝の問題は生じないとしておりますが、そのことについて、市長はどのようにお考えでしょうかということをお聞きしたいと思います。

○市長（小畑 元君） 議長。

○議長（藤原美佐保君） 市長。

○市長（小畑 元君） まず、瓦れき処理全般について申し上げたいと思いますけれども、実はこの瓦れきの種類によって、さまざまな処理の仕方が出てくるわけでありまして。と申しますのは、可燃性が可燃性でないか、つまり、燃やす前の状態で秋田県内に運び込んだ場合に、焼却後の放射性物質の濃度がどのくらいになるのかについてもかなり検討しなければいけないと思います。また仮に、焼却した後の焼却灰の処理ということになれば、これはまた瓦れきの処理の仕方については違って来るわけでありまして。このように、瓦れきが持ち込まれる場合の形態、その他さまざまなケースが想定されますので、一概に一市町村単位でこれを受け入れる受け入れないという議論よりは、むしろ県全体としてさまざまな種類の瓦れきが搬入された場合にどういう形で処理が可能かということを検討することが大事だと思います。また、御質問の100ベクレルについての水準であります。これにつきましても今回のいろいろな焼却灰の処理についての市民の皆様の御意見を伺った際に、実は何ベクレルでいい悪いという議論はほとんどなかったのであります。むしろ基準値が云々というよりも放射性物質を含んでいる焼却灰についての搬入の是非ということで、大変に大きな議論が惹起されたのは皆さん御承知のとおりであります。知事の方から、また環境省の方から100ベクレルというお話がございましたけれども、この瓦れきの搬入についても十分に市民の皆さん方の御意見を伺っていく必要があるのではないかと考えております。

○議長（藤原美佐保君） この際、議事の都合により休憩いたします。

午前11時23分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（藤原美佐保君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

菅大輔君の一般質問を許します。

〔25番 菅 大輔君 登壇〕（拍手）

○25番（菅 大輔君） 新生クラブの菅大輔でございます。平成23年12月定例会に臨み、小畑市政20年の検証と今後の行財政運営について市長に対し質問をいたします。前もってお願いをしておきます。私は、これまで本会議や委員会で尋ねても、小畑市長は何を聞かれてもそれに真っ正面から答えるのを耳にしたことがございません。私は最初、市長の答弁ははぐらかしや論理のすりかえだと思っていました。しかし、よく質疑を分析してみると、市長にははぐらかしているとかすりかえているといった意識さえないようであります。そもそも相手が何を質問しているのか正確に理解していないのではないのか、あるいは理解しようとしていないのではないのでしょうか。したがって、この場で真っ正面からお答えくださるよう求め質問に入ります。

初めに、市長の公約について伺います。私が改めて言うまでもなく、今大館市、市民生活を取り巻くあらゆる環境は、年を追うごとに一段と厳しさを増しています。しかも、将来への明るい展望を欠き、将来、不安とともに住民には閉塞感と強い焦燥感が漂ってきております。小畑市政は屋台骨が崩れ、行き詰まりを来し迷走していると言わざるを得ません。さきの4月に行われた市長選挙において、小畑市長は経験と実績を有権者に訴え、他候補との争点は公約を実現できるかできないかであると明言しておりました。さて、上辺の言葉でなかったならば思い起こしていただきたいと思えます。市長の公約の柱は、何といたっても元気の出る大館、市民所得の向上であり、基本理念は子供からお年寄りまで安心して健康で暮らせ、しかも自信を持って子孫に引き継いでいける大館をつくり上げること。その実現を約束して既に20年7カ月になっております。しかしながら、元気の出る大館どころでなく、市民所得の向上などの公約とは裏腹に市民の暮らしは一段と厳しくなる一方でございます。当市における人口の激減、高齢化への進展を含め地域経済への時代転換への責任を果たさないばかりか、行き詰まりを認識しない市政運営が続いていると言わざるを得ません。そこで、初めに2点お伺いいたします。1点目は、**大館市の現状をどう見ておられるのか**。2点目は、**大館市民の生活の実態をどう見ておられるのか**。元気の出る大館を目指す小畑市長の見解をお伺いいたします。

次に、**財政運営**について伺います。国の借金は国際通貨基金の基準に従って3カ月ごとに発表しておりますが、先月の11月10日、財務省によれば国債と借入金・政府短期証券を合わせた国の借金が9月末で954兆4,000万円となり、過去最高を更新したと発表しております。国民1人当たり換算すると約760万円の借金を抱えた計算になります。しかも、2011年度末には借金が1,000兆円を超えるとの見込みを国会に提出しており、国家財政はまさに破綻状態に陥っております。このような国の財政状況の中、大館市の平成22年度決算状況を見ますと、一般会計と特別会計に病院等の企業会計を含む全会計の市債残高は737億9,438万円となっております。子供からお年寄りまで市民1人当たり約94万円の借金を背負ったこととなります。また、公営事業を含む自治体全体としての公債費負担割合を示す実質公債費比率は、地方債発行における県の許可が必要となる数値18%に近い17.4%になっており、市監査委員からも毎年のように市債残高及び公債費等の抑制に努めるよう指摘されております。一方、普通会計における主な財政指数に目を向ければ、財政力を判断するための主要指数である財政力指数は0.43と下降傾向にあります。また、行政が社会経済情勢や住民意識の行財政需要の変化に適切に対応していくためには、何といたっても財政構造に弾力性が求められますが、一般的に80%を超えると財政構造が弾力性を失いつつあるとされ、85%が制限ラインとされる経常収支比率は、現在91.2%となっております。このように財政が硬直化しており、その上市民にツケを回し、これからの世代に負担を先送りしている財政状況から判断して、小畑市長は果たして中・長期的視点に立って計画的な財政運営をしてこられたのかどうかである。しかも、今当市では少子高齢化対策、過疎化対策、10年以上も待ち続けている施設入所待機者対策、さらには雇用確保、農林業

の振興、地域経済活性化対策など喫緊の課題が山積しており、その施策実現のため今後も非常に厳しい財政状況が予想されることは誰の目から見ても明らかであります。したがって、持続可能な大館市を維持していくためにも「財源なくして政策なし、財源なくして施策なし」。私は、当市の最重要課題は財政問題であり、**財政健全化こそ喫緊の課題である**と考えますが、市長の見解をお伺いいたします。事の本質は、小畑市長自身に意識の転換ができなかったことに尽きるのではないかと私は考えています。我が国及び当市にとって潮目が変わる時期がありました。国においては、地方交付税の原資である所得税・法人税・消費税・たばこ税・酒税、いわゆる法定5税の収入のピークは平成4年でした。一般的にバブルがはじけた年と言われており、それ以降20年近く我が国の経済は低迷状況が続いております。一方、当市においては、一般会計歳入では1市2町合算での決算では、自主財源である市税収入のピークは平成9年度であり、財源不足を補う国の援助である地方交付税のピークは平成11年度であります。それ以降恒常的に減少が続いております。私は当市にとって、まさにこの時期が潮目であり転換期であったと考えます。にもかかわらず小畑市長のかじ取りは時代転換の責任を果たさないばかりか、地方分権に向かって加速している中、従来型・旧来型の市政運営を続けております。私はこれまで**歳入に見合った歳出**、さらには身の丈に合った**歳出構造にすべき**と繰り返し求めてきましたが、聞く耳を全く持ちませんでした。**政治は結果**であり、結果で評価されるもの。なぜ財政が今日的な逼迫に至ったのか市長の率直な見解を伺います。

次に、**中期財政計画**についてお伺いします。9月に公表された中期財政計画の期間は**平成23～27年度**の5年間になっており、3パターンで試算されております。ちなみに計画最終年度の平成27年度は市長6期の任期を締めくくる、まさしく総決算の年に当たります。次世代にツケと負担を先送りせず、しかも持続可能な大館市の維持・発展のためにも、果たして**持続可能な財政状況なのか**、当市にとっても市民にとっても極めて注視される財政計画最終年度の平成27年度であります。試算は財政収支を3パターンで想定されておりますが、自主財源の根幹をなす市税収入について言えば、少子高齢化・人口減少に歯どめがかからず納税義務者の減少、さらに市民所得の減少、また、地域経済の低迷などにより今後もさらに減少が見込まれます。一方、財源不足を補う主要な財源である地方交付税について言えば、国の財政赤字、また、地方財政の財源不足が常態化しており、その上このたびの大震災によりますます不透明になっていることから、3パターンの中では最悪の事態に備えておくべきと私は考えます。したがって市民税個人分を10%減、地方交付税は平成23年度普通地方交付税の決定額を参考に4%減で見た場合、平成26年度に4億5,000万円、そして最終年度の試算によれば、**平成27年度には19億5,400万円もの多額の収支不足額が見込まれております**。しかも、私が最も危惧するのは、預金に当たる取り崩し可能な基金残高の推計であります。平成22年度決算では23億6,100万円あったものが、最終年度の27年度には底をつくわずか2,900万円になっていることであります。預金を使い果たし、収支不足にした上で市長職を締めくくることのないよう強く要望し、私の

質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)(降壇)

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長(小畑 元君) ただいまの菅議員の御質問にお答えいたします。

1点目、市長公約20年の検証。①大館市の現状をどう見ているのかであります。平成3年に市長に就任以来、本市の基幹産業である農業・林業・鉱工業が危機的状況にある中で、議会を初め多くの皆様の御指導をいただきながら、いわゆる五大プロジェクトを皮切りに立ちおくれた都市基盤の構築に取り組むとともに、市の基幹産業であった鉱工業からリサイクル産業への転換、ニプログループによる健康産業の育成によって地域の雇用を確保してまいりました。また、農業・林業につきましても、高齢化・従事者の減少という課題に対し、基盤整備・農地集積などを進める一方で、生ハム工場・養豚企業の誘致によって、生産から加工まで一貫する畜産業という新たな産業の構築に取り組んでまいりました。合併後の本市の雇用状況につきましては、リーマンショック後の世界的な経済不況により建設業を中心に地元企業の倒産が相次いだこともあり、平成22年の事業所数は167社で、平成17年対比23社減となっているものの、条例指定工場はここ10年間で25工場に上り、有効求人倍率も平成19年4月以降は常に県内上位に位置しているところであります。しかしながら、本市の人口は平成17年10月の8万4,673人に対し、平成23年10月で7万9,673人となっております。また、年齢別では年少人口・生産年齢人口ともに年平均約2%減少している反面、高齢者人口は年約1%増加し、平成20年には3割を超え、平成26年度には33.9%になるものと推計しております。こうした人口減少及び高齢化は、地域活力の衰退及び福祉・医療などの社会保障費の増加、さらには限界集落の発生、地域コミュニティーの活力低下などの大きな要因となっております。このような中においても、福祉・医療などを一定の水準で保ち地域社会を維持していくことが重要であり、新たな企業誘致や誘致した企業への支援などにより、一定の雇用を確保しながらリサイクル産業の拡大支援、力強い農業への転換、畜産業の新たな事業展開などによって地場産業の強化を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

②市民の暮らしの実態をどう見ているかについてであります。本市の1人当たりの市民所得は、平成3年が県平均227万3,000円に対し237万1,000円、平成20年が県平均229万7,000円に対し232万3,000円で、県内25市町村中第4位と就任以来一定の数値を確保しております。一方で、生活保護の受給者数は長引く不況などの影響もあり、平成17年の728人に対し平成23年には高齢者層・若年層の増により1,096人になるなど、厳しい雇用情勢が続き所得格差が拡大しているものと認識しております。このような状況を改善するため、雇用の確保を市の最重要課題と位置づけ今まで以上に企業誘致を推進し地場産業の振興を図るとともに、民間投資を呼び込むことによって一定の雇用確保に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

2点目、財政運営について。①財政健全化こそ重要課題である、②歳入に見合った歳出構造

に転換すべき。この2点につきましては関連がありますので一括してお答え申し上げます。市政運営に当たりましては、行政の究極の目標は市民福祉の向上にありということを信念とし、社会基盤整備を初めとした各種施策に懸命に取り組んでまいりました。市政2期目に当たる平成7年には円高やバブル崩壊により、地域経済の根幹をなしていた鉱山がすべて閉山するという、まさに危機的状況に陥っていたことから、鉱山の技術を生かした新たな産業としてリサイクル産業を創出し、企業誘致を一層積極的に推進した結果、家電リサイクル事業や健康産業ではニプロに続いてニプロファーマの進出などを実現できたところであります。また、5期目においては財政基盤の強化をマニフェストに掲げ、新第3次行財政改革により行政経費の削減を断行し、平成22年4月からの第4次行財政改革では、雇用拡大に向けたアウトソーシングに積極的に取り組み、指定管理者制度の導入等を推進しているところであります。景気が低迷する中において最も重要なことは、大館を支える産業という柱を守り雇用を確保することであり、これが自主財源の根幹につながると考えております。今後も歳入においては、一定程度の民間投資を確保するため、企業誘致に一層力を入れるとともに、地場企業の拡張を図り雇用を創出し、地域を活性化することにより自主財源の維持・確保に努めてまいります。またあわせて行財政改革を強力に推進しながら、歳入・歳出のバランスのとれた行財政運営に取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

3点目、中期財政計画（平成23～27年度）。①市長の任期が切れる平成27年度に多額の19億5,400万円の収支不足が生ずる、②計画的、しかも持続可能な財政運営になっていない、③政治は結果である。この3点につきましては関連がありますので一括してお答え申し上げます。中期財政計画は、5年を計画期間として作成しているものでありますが、国の制度や状況がこれほど目まぐるしく変わる中では、5年先、10年先という単位で正確な数字を出していくことは非常に困難なため、3年程度の短期で先を見据え、常にローリング方式で情勢の変化に対応しているところであります。中期財政計画で想定した3つのパターンのうち最悪のパターンは、御指摘のように19億円余りの収支不足を試算しておりますが、今後も続くと見込まれる厳しい財政状況の中で最悪の場合を想定し、なおかつ、そうならないように対策を講じていく必要があると思っております。また、持続可能な行財政運営を図るためには、民間投資による自主財源の確保が必要不可欠と考えており、企業誘致を中心に雇用の場を確保し、また、さらなる民間投資を誘発していくためにも今後も活発な施策を展開し、将来にわたって収支不足が生ずることのないよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

○25番（菅 大輔君） 議長、25番。

○議長（藤原美佐保君） 25番。

○25番（菅 大輔君） 3件再質問いたします。私は今回の一般質問、非常に市長にとってもやさしく、そしてわかりやすい言葉で、自分なりの言葉で言ったつもりでございます。1点目

については公約を実現できたのか、20年もたって大館市民の今の実態を本当に知っているのか、それを聞いたのです。市長がさっき所得水準のことを言いました。今の大館市は確実に人口が減ってきている。それが財政負担につながっている。そういう今の人口減少を見たとき、市民生活がそれ以上に厳しくなっているということを、市長、本当に現場の声を聞いているのでしょうか。それをさっき市長が言ったように県内では20万円しか減っていないというのはとてもありませんよ市長。大館市の市民所得のピークはいつだと思っていますか。15年前よりも大館市民の1人当たりの市民所得は50万円も減っているんですよ。具体的に申しますと、例えば分母を納税義務者にし、分子を農業所得・営業所得・個人所得・分離譲渡その他の所得を合わせまして割りますと、平成7年度が私はピークだと思うのです。現在の平成22年度は200万円です。その当時は260万円であったのです。この15年間で40～50万円市民所得が減っている。当然今の市民はやっていけない。これからどうするのですか。ですから、今の大館市民の生活はどうなっているのか知っていますかということ聞いたのですよ。それに対して「県内ではいい」では、今の大館市を含む秋田県内の状況はどうなっているのですか市長。47都道府県で16年連続この秋田県は人口が減っている。しかも高齢化率もことし最高、全国一になったでしょう。自殺率だって16年、この大館を含む秋田県がですよ。そういう秋田県と比べている場合じゃない。ですから緊張感を持って、まず今市民は本当に生活ができなくなっている。市長だってわかっているでしょうよ。市税も払えない。生活保護者もどんどんふえている。景気も悪くなってきているというよりも、今の大館市民は生活難なのです。ですから市の財政もちゃんと人口減を見据えて計画的にやらないとこれからの我々残された市民はどうなるのですか。そのことを単純に聞いたのです。20年たって公約を、今市長はどういうふうに思っているのですか。本当に子供からお年寄りまで安心して暮らせ、しかも市長が言っているように子孫まで安心して暮らせる。そういう大館を引き継いでいけるこの大館市になっているのですか。本当に単純なことを聞いたのです。15年前の市民所得よりも40万円も50万円も減って市税が払えない。国保税にだって本当に泣いている。生活保護者がどんどんふえている。給食費も払えない。修学旅行にも行けない。さまざまな末端の庶民の声を本当に受けとめているのですかということ私はいくどくどと問うたはずですが。言葉は短かったのですが。私は2点目の質問についても、財政というのは市民に非常にわかりにくい。財政状況というのは本当に市民にとっては、わからないと思うのです。ですから、私は市長が本当に厳しい、本当に厳しいと言うのであれば財政再建の決意を市民に向かってきちんと示すべきだという意味で2点目は言ったのです。3点目については、このままで行くと大館市は財政破綻をする。このまま放置すると大館市民はみんな路頭に迷って苦しみます。現にそういうふうに出ている。ですから24年間市長職をやって、そしてきちんと清算をして、そして子孫に自信を持って引き継げる大館にしてください。それには3年あるので、この3年間で大館市の将来にとってすごく大事な時期だという意味で申し上げました。以上、3点についてももう一度私の言っていることを酌んでお答え願いたいと思

ます。

○市長（小畑 元君） 議長。

○議長（藤原美佐保君） 市長。

○市長（小畑 元君） 再質問3点についてお答えしたいと思います。実際に大館市の産業なり財政というのは、私が市長を引き継いだ時点においては大変に厳しい状況にございました。御案内のとおりドル為替レートの自由化によりまして、大館を支えていた基幹産業というのはいずれも壊滅的な状況になったわけです。ですから、放っておけばそれこそ夕張現象ではありませんけれども大変な状況になっていたわけであります。そこで私の公約は細かいことはともかくとしまして、大切なことはこの大館の再生、産業の再生、そしてこれからも持続可能な社会をつくっていくこと、まさにこれに尽きると考えております。ですから、言葉をかえて言うならば、財政破綻状況にあった大館市そのものをもう一度再生し、これからもきちんとして本当に皆さん安心して暮らしていただけるように引き継いでいくことが、おっしゃるとおり私の仕事だと思っております。その間変わらず常に人口減少あり、高齢化は続いているわけであります。これは日本全体もそうですし、大館もそうです。しかし、そういった中でもきちんとした財政計画を立てていくためには、もちろん収入に合った支出ということも考えていかなければいけませんけれども、そもそもの収入、これをどう確保すればいいか。これに腐心した20年でもあったわけであります。鉱山が閉山しました。そして外材が大量に入ってきて林業もまさに塗炭の苦しみ。農業についても同様であります。しからば、それにかわる産業、それにかわる就労の場所がなければ市民生活は維持できるでありませんか。その意味でも私自身、この20年間というのはまさにこういった逆風との戦いであつたと考えております。また、次に財政運営についてであります。財政再建の決意をとということでもありますけれども、私は就任当時、下水道も通っていなければ高速道路も1本もなく、こういった中で果たして都市機能なり住民生活を守れるだろうか、そういう意味で実におくれていたこういった公共投資についても懸命にやってきたわけであります。最低限市民生活を支えるのに必要な公共施設を整備すること。これは今考えてみれば大変にきついことでしたけれども、なんとか病院再建も含めてここまで来たことは御理解いただきたいと思うのであります。何も不要不急の公共投資をやってきたつもりはございません。あくまでも市民の皆さんが毎日暮らしていくための最低限の投資を続けてきたと思っております。その意味でこれらの投資をした後、当然のことながら、先ほどお話しになっていました財政指数についてもかなり厳しい状況にあります。しかし、ここ数年御案内のとおり、そしてまた今後数年でありますけれども、見通しとしてこれらの指標については平成22年が一番厳しい状況であつた。しかし、逐次平成23年、24年と改善させるという見通しのもとに今回の財政の見通しをお示ししたわけであります。ですから決意はいかんとということになれば、それらの数字を見ていただくことで私の決意を御理解いただければありがたいと思っております。3点目であります。結果として財政破綻になるのではないかと、しからば、この財政

破綻ということは何をもって財政破綻かと言えば、3つ目の一番厳しいケース、要するに国が地方交付税を絞り、何もかも絞り、収入の道がなくなってくる。これではとても財政をやっていけない。そういう最悪の事態を一応は想定しました。しかし、そうならないようにしていくことが我々の仕事なわけです。だから3年でローリングを常に実施しているわけでありまして。ごらんいただければわかるとおりケース1については赤字なし、ケース2についても最終年度で数億円の赤字、ケース3については3年目において十数億円の赤字となっているわけです。つまり、年度年度を過ぎるたびにこれらの危機的な状況というのを改善しながら、一つずつ前に進んでいるような状態なわけでありまして。どうかその意味でも御理解いただきまして、これからは市民の皆さんが安心して暮らしていける大館をつくっていくことを改めて決意の披露とさせていただきます、答弁にかえさせていただきます。

○25番（菅 大輔君） 議長、25番。

○議長（藤原美佐保君） 25番。

○25番（菅 大輔君） 最後にいたします。ということは、市長は「再度考える。もう一度大館再生のために頑張る」。そういうことですか。今後もう一度大館の再生のために頑張るという意味でおっしゃったのですか。それともこれまでやってきたことは、こういう状況であった。だからしょうがなかった。財政破綻をしないように頑張る。私が言っているのは今の大館市の人口減少、高齢化のその推計を見ると予想以上に進んでいる。これが財政を圧迫している。追いついていけない。ですから、民間投資もそれは必要でしょう。だけれども残された大館市民はこのままで、市長が市長職を離れてからも当然私たちは生きていかなければならない。しかも言ったように、市民生活の実態というのは本当に市長がわかっているのかどうか。そういう中で市長は財政については破綻のないようにやる。再度大館再生のために頑張ると、そういう意味でおっしゃっているのかどうなのか。それとも今までのこのままの財政で心配しながらやっていくのか。その点についてははっきりお答えくださいますか。というのは、財政問題は一般の市民には非常にわかりにくい。いいのか悪いのか、どうなのか。どこを見てどうするのか。それは、私は一般の市民の生活を見ると一番わかる。私はここにあると思うのです。ですから私と市長と論理のすりかえ、市長はだからこうやった、これやった、これやった、これやった。だけれども計画的に本当に財政計画がなっていないならば、こういう推計が出ないはずでしょう。24年間もやっているのですよ。ですから持続可能な大館の発展である。大館市を維持していくために非常に不安だ。わかりにくい。いいのですか。いいのですか。歳入に見合った歳出にするのだ。歳入をどうする。歳入に限界があるとすれば歳出に手をつけなければいけないと私は言っているのです。これからの財源をどうするか。例えば今の交付税だってそうでしょう。国勢調査の今の数値、これは平成22年度から平成27年度の数値に変わっていく。交付税の算定ですよ。今の人口減がどのくらいこれからの大館にとって大変なのか。財政に影響を与えるのかということを見ると、親方日の丸ということではなくて、我々みんな痛みを分か

ち合い、そして頑張るようなそういう今の危機的状況にあるのではないかと私はそう思うのです。ですから、くどくどと繰り返し繰り返し歳入に見合った歳出にまずつよう。我慢しよう。そして次の大館市民につなげて行こう。持続可能な大館を維持していきましょうという意味で、私はこのように言っているのであって、再度、もう一度大館を再生するという言葉では私は納得できません。今までの20年間、そして24年間のこの推計を見るととんでもない。こんな不安な数値を出して推計だからと言ったって、今の世の中そんなにこれからよくなるということは絶対にあり得ない。そういうもとに私は言っているので、最後に何とかこの3年間「我大館の土とならん」と市長がおっしゃったように我々もこれから大館に骨を埋める人間として、みんなが三度の飯を食えるように、この大館を知るたびに不安な人は私一人だけではないと思うのです。そういう意味で心強い決意を最後に述べていただきたいと思います。以上です。

○市長（小畑 元君） 議長。

○議長（藤原美佐保君） 市長。

○市長（小畑 元君） ただいまの菅議員のお言葉、全く私も同じ考えでございます。いろいろな意味で市民の皆さんに安心して暮らしていただくためにも、残任期について最大限努力していきたいと思います。どうかそのときに皆さんが一番不安に思っている一つに、例えば歳入に合わせた歳出となったときに、仮に歳出カットをした場合に何をカットするかとなれば、皆さん非常に心配になると思うのです。例えば民生費なり、その他の生活に直接関係するさまざまな予算があるわけです。私が決意を述べるとするならば、これらの住民生活に直接関係のある予算をなんとか確保して、しかも、みんなが暮らしていける社会を構築していこうと、これで初めて皆さんも安心して暮らせると思うし、私もそうしたいと思っています。「我大館の土とならん」ということですが、もう20年も市長をやらせていただいております。半分はもう土になっております。この残された任期、全力で頑張ることをお誓い申し上げまして答弁にかえさせていただきます。

○議長（藤原美佐保君） 次に、佐藤芳忠君の一般質問を許します。

〔18番 佐藤芳忠君 登壇〕（拍手）

○18番（佐藤芳忠君） 無所属の佐藤芳忠です。可燃性の瓦れきを受け入れるということは、焼却灰を受け入れるということです。市長は、11月8日、焼却灰については反対ある限りは再開できないとしましたが、被災地の瓦れきの受け入れや処理に関しては、県全体で考えていく必要があると述べています。そして10日後の11月18日、岩手県宮古市で開かれた環境省主催の瓦れきの現地視察と意見交換会に職員を派遣しました。10月の瓦れきの受け入れ調査では「現状では不可能、受け入れについて判断できる状態にない」と回答した本市が、1カ月もたたないうちに受け入れするしないにかかわらず状況を確認する必要があるとして、岩手県宮古市に職員を派遣したときから、私はこれは瓦れきから焼却灰への流れではないかと警戒心を抱いて

います。そして12月2日の県議会で佐竹知事は「瓦れき焼却後の焼却灰のセシウム濃度が8,000ベクレルを超えたときは、岩手県に返却することを前提に受け入れ協議を進めていく。家庭からの一般ごみに瓦れきを1～2割程度混ぜて焼却するので、セシウムの濃縮が抑えられ安全性は確保される」。また、「放射性物質が100ベクレル以内かどうかのチェックは県が責任を持つが、焼却炉の運転方法を間違ったりした場合は市町村に責任がある」と述べました。この市町村の責任とは、恐らく瓦れきの焼却により焼却炉が放射能汚染されたり、焼却灰に高濃度の放射性物質が含まれていた場合のことではないかと思います。なぜなら知事は、10月31日の記者会見で瓦れきの受け入れについて、「万が一の場合は市町村が対応することになる。しかし、焼却炉が高濃度の放射性物質で汚染された場合は簡単に除去できない」と述べています。今回の岩手県の瓦れき受け入れには大義名分があります。本当の被災地復興の側面支援だからです。東北の人間なら誰も拒否できない。しかも隣県の岩手県ならもっと拒否できない「にしきの御旗」があるからです。今後、佐竹知事が「岩手県の瓦れきは国が示した基準値の100ベクレル以下で大丈夫だ。本県とセシウム濃度がそう変わらないし、いたずらに神経質になる必要はない。復興支援のために協力してほしい」と市町村に呼びかけたら、受け入れを待ち望んでいた市町村は「待ってました」とばかりに瓦れきの受け入れを進めることと思います。しかし、秋田市の穂積市長は「瓦れきは焼却すると放射性物質の濃度が10～100倍になるとも言われており、どれだけ濃縮されるかは実証されてはいない。瓦れきの焼却後に一度でも暫定基準値の8,000ベクレルを超える数値が出れば、風評被害などの影響は市だけではなく県全体に広がる」と述べています。また、環境省は焼却炉の場合は含まれていた物質が焼却後に33倍まで濃縮されるとのデータを示しています。しかし、焼却炉より濃縮されると言われている当市の大館クリーンセンターの熔融炉についてのデータはないものです。環境省のデータどおりだとすれば、瓦れきのセシウム濃度が100ベクレルだとしても焼却後の焼却灰の濃度は3,300ベクレルになるものです。岩手県は8月1日、岩手県内のごみ焼却処理施設の調査を行いました。一関市の焼却灰からは3万ベクレル、奥州市の焼却灰からは1万5,000ベクレルの放射性セシウムが検出されています。市長は、午前中瓦れきの受け入れは個々の自治体の問題ではないとおっしゃいましたが、瓦れきや焼却灰など一般廃棄物の受け入れについては、市町村が判断することになっています。仮に当市が放射性物質を含む瓦れきを受け入れた場合、焼却後の高濃度の焼却灰はどうするのか。最終処分場がある小坂か花岡に埋め立てようということになりはしないか。そしてそのうち、岩手県の焼却灰も関東の焼却灰もセシウムが含まれているのは同じだから関東の焼却灰も受け入れてもいいのではないかと、焼却灰の受け入れを再開するということになりはしないかと私は懸念しています。私は、岩手県の瓦れきに放射性物質が含まれていなければ受け入れるべきだと思っています。しかし、本県とセシウム濃度が変わらなくても、いかに低レベルであろうとも、一たんセシウム入りの瓦れきを受け入れてしまえば、大館市は放射能を持つ瓦れきや焼却灰のごみ捨て場になってしまうとも思っています。9月の一般

質問でも言いましたが、焼却灰や瓦れきを受け入れることだけが被災地の復興支援ではないのです。被災者が避難してきたときに安心して暮らせる環境を提供したり、被災地に放射能汚染されていない安全な農作物を提供したりすることの方が、もっと大切な復興支援なのです。今後このような流れにならないことを願い、そして、次の世代に負の遺産を残さないために焼却灰についての質問に入らせていただきます。

初めに、年間2万7,000トンの焼却灰を当市に搬出してきた埼玉・千葉県の6市1広域組合の最終処分場の有無について質問いたします。7月中旬に千葉県流山市から2万8,000ベクレルの放射性セシウムを含んだ焼却灰が運び込まれてから、当市に毎年2万7,000トンもの焼却灰を送り込んでいた埼玉県の川口市・羽生市・加須市、そして越谷市などの広域組合と、千葉県の流山市・八街市・船橋市など7自治体の焼却灰の受け入れはストップしています。県と会社が初めて出席した11月1日の説明会で、参加者から「3月11日から7月12日までに花岡に入ってきた焼却灰の量は9,000トンなのか」という質問が出ました。それに対して会社側は「そのとおりです。0.1マイクロシーベルト以下にちゃんと覆土しています」と答えています。千葉県流山市から搬入された206.85トンの焼却灰のうち小坂町のグリーンフィルに埋め立てられた約50トンには放射性物質が含まれていたとのことです。花岡の9,000トンの中にも放射性物質が含まれている可能性があるものです。また会社側は「花岡の中間処理施設は放射性物質に対するものではなく、重金属に対しての中間処理である」とも答えています。9月中旬に市が3万1,000世帯に配布した焼却灰の受け入れ経緯と対応についてのチラシには、「最終処理場がない市町村ではこれまでも焼却灰を他の市町村などに処理してもらっていました。大館市内の事業者もこうした市町村からの依頼を受けて処理しています」と、焼却灰を送り込んでいる7つの自治体には最終処分場がないため当市はこれらの市町村の焼却灰を受け入れるのだと市民に思われるような書き方をしていました。それが、10月8日「この7つの自治体を含め最終処分場を持たない、持っても処理できるものが限られている自治体ではみずから焼却灰を処理することができません」との市長の回答を読み、当初の回答と微妙に違ってきたため、もしかすると最終処分場を持っている自治体もあるのではと思い7つの自治体に調査のための視察を依頼しましたが、2つの自治体にしか受け入れてもらえませんでした。そこで、当市に焼却灰を送り込んできたこれら7つの自治体には、最終処分場があるのかないのかについてお伺いします。

次は、焼却灰の受け入れ再開には「市民の理解」と「花岡地区住民の理解」どちらの理解が必要なのかという点についてお伺いします。市長は、9月30日の定例記者会見では市民の理解を得られなければ受け入れの再開はできないと述べていましたが、1カ月後の11月4日の定例記者会見では花岡地区住民の理解を得られなければ再開できないと大きく変わってしまいました。そしてそのとき、仮に市民団体が受け入れ再開に賛成したとしても、最終処分場がある花岡地区住民の人たちの賛成がなければ再開できないとし、花岡地区住民への説明会を開いて理

解を得られなければ再開は困難との認識を示したとのこと。この記事を見て私はどうして市長はこんな変な言い方をしたのだろうかと思いました。セシウムの受け入れに反対している市民団体が受け入れに賛成することなどあり得ないからです。そして、これは市民団体が反対したとしても、花岡地区の人たちの賛成があれば再開できる、花岡地区住民への説明会を開いて理解を得られれば再開できるという逆説的な表現ではないかと思ってしまいました。9月30日と11月4日、この2つの記者会見での市長の方針は一見同じように見えますが、市民の理解を得ることと花岡地区住民の理解を得ることとは非常に大きな違いがあります。市民の理解なら7万9,000人の理解が必要ですが、花岡地区住民の理解なら3,000人の理解で済むからです。今回の焼却灰の受け入れは花岡地区だけの問題ではありません。大館市全体の問題です。いや、搬入ルートや排水経路や風評被害などを考えれば鹿角市や小坂町、秋田市・能代市・北秋田市など秋田県全体の問題です。佐竹知事も9月30日の県議会では、セシウム入り焼却灰の今後の受け入れについて「確信的に安全性に自信の持てないものについては、そう簡単に持ち込むという結論は出せないと思う」「相当厳密に考えていかなければならない。蓄積の問題もある」。知事は焼却灰の蓄積の問題もあるからと慎重な対応が必要との見方を示しました。今述べたとおり、今回のセシウム入り焼却灰を大館市全体の問題とするのか、それとも花岡地区だけの問題とするのかでは非常に大きな違いがあるものです。そこで、焼却灰の受け入れ再開には市民の理解が必要なのか、それとも花岡地区住民の理解が必要なのか、どちらが市の方針なのかという点についてお伺いします。

第3点は、国へ「セシウム入り焼却灰の処理を円滑に進めるための要望書」を提出した理由についてお伺いします。市長は小坂町長と秋田県知事との連名で、10月21日に細野環境大臣に対し「放射性物質を含む焼却灰の取り扱いに関する要望書」を提出しました。しかし、11月29日の行政報告では「現状を伝えるとともに、国が明確に方針を示し関与すべきと強く要望してきた」としか述べませんでした。その内容は、1つ、これまで大館市と小坂町は首都圏などの焼却灰を受け入れてきたが、福島原発により焼却灰に高濃度の放射性セシウムが含まれていたため、現在、受け入れが中断されている。2つ、国はセシウムが8,000ベクレル以下であれば埋め立て処分できるとしたが、市民はセシウム入り焼却灰を受け入れることによる健康不安や農作物等への風評被害、セシウムの漏洩など安全性への疑問から、処分場のある地元住民の理解が得られない状況にある。3つ、セシウム入り焼却灰の処理を円滑に進めるためには、国の責任において具体的な対策を講ずることが必要として、次の4点について早急な対策を強く要望するとしています。第1点、県外から持ち込まれるセシウム入り焼却灰の処理について、国の関与を明確にしてほしい。第2点、特別措置法を踏まえ、埋め立て処分の法上の位置づけや処理基準等をより一層明確にするとともに放射性物質の排水処理方法のマニュアルなどを早急に整備してほしい。第3点は、県外からセシウム入り焼却灰が搬入されることによる観光や農作物などへの風評被害の拡大防止や解消対策をしてほしい。そして第4点は、セシウム入り

焼却灰の一時保管や処分、モニタリング調査、風評被害防止対策経費を支援してほしいとの内容です。これは簡単に言えば、大館市と小坂町は処分場のある地元住民の理解が得られないため首都圏などの焼却灰の受け入れが中断されています。セシウム入り焼却灰の受け入れを再開するためには国の権限などによるお墨つきが必要です。しかし、焼却灰を受け入れると観光や農作物などへの風評被害が拡大するので何とかしてほしい。また、セシウムによる水の汚染のおそれもあるので何とかしてほしい。そして受け入れ後の調査費や風評被害防止対策費などをくださいということだと私は解釈しました。9月30日の記者会見では市民の理解を得なければ受け入れの再開はできないとの考えを市民に示していながら、1カ月もたたないうちに国にこのような受け入れありきの要望書を提出した理由についてお伺いします。

そして最後は、**焼却灰受け入れ反対の「請願」に込められた5,138人の思いを、市長はどのように施策に反映させるのか**という点についてお伺いします。市長は、11月8日に行われた受け入れに反対する5団体との面談で「反対の声があれば再開はできない。焼却灰の受け入れに市民の理解は得られていない」と述べたとのことですが、その際、「今後も説明会などで理解が得られるよう努力する」とも述べたとのこと。また、12月定例会の行政報告では「現段階では再開できないと考えている」と述べ、まだ受け入れをあきらめていないようです。この20年間、常に市民のために適切な判断をしてきた市長の政治姿勢を見てきた私にとって、これほど多くの市民が反対しているのに、どうしてまだ受け入れようとしているのか私は不思議でなりません。これから反対の軌跡を読み上げます。9月9日、放射能を拡散させない市民の会が40人の署名とともに放射性物質の受け入れに反対する請願を市議会に提出しました。9月17日の花岡地区の説明会には100人の住民が出席し反対意見が大勢を占めました。9月20日の松峰鉱害対策委員会への説明会では不安や心配の声が続出しました。9月22日には大館市と鹿角市に住む女性たちがセシウム反対母の会を設立しました。9月27日にはセシウム反対母の会がセシウムを含む焼却灰の受け入れ再開を認めないでとの意見書と、説明会の開催を求める要望書を市長に提出しました。9月28日には「放射性物質を含む焼却灰は国が責任を持って取り組む問題である。自治体の市町村長など首長が責任を持てることではない」として、セシウムを持ち込ませない住民の会が設立されました。このセシウム入り焼却灰の受け入れは近隣の市町村にも多大な影響を与えることから、近隣の市町村からも反対の声が上がってきました。10月1日には小坂町の町民十数人が放射性物質の受け入れを反対する町民の会を設立しました。また、10月6日には鹿角市を中心とした子育て中の女性たちが大地と子供を放射能汚染から守る会を立ち上げています。そして当市では、10月8日にセシウム反対母の会が「セシウム入りの焼却灰の受け入れを再開してしまえば、この地域の農業は大きな打撃を受けることが予想される。安全で安心な食料を生産するのが一番の復興支援だ」として、JAあきた北に焼却灰受け入れへの反対を求める要請書を提出しました。10月14日にはセシウム反対母の会がセシウムを含む焼却灰受け入れ再開に反対する請願を市議会に提出しました。10月15日、セシウムを持

ち込ませない住民の会が開いた説明会には80人の市民が出席しました。10月18日には放射性物質の受け入れを反対する町民の会が、受け入れに反対する過半数の町民、3,328人の署名を小坂町長に提出しました。10月20日、放射能を拡散させない市民の会が開いた説明会には50人の市民が出席しました。11月1日にセシウム反対母の会が開いた説明会には130人の市民が参加し、県や会社も初めて出席しました。11月8日には、大館市農業委員会が放射性物質を含む焼却灰の搬入について「農業にとってプラスはない」とし、風評被害への対策の強化を市長に提言しました。11月23日には、北秋田市で秋田大学の村上教授が「秋田県は下水処理場などの汚泥を県内に持ち込ませてもらってはいけない」などと講演しました。11月26日には、中央公民館で弘前大学の鈴木准教授が放射性物質に汚染された廃棄物などの処理について「全国各地で行えばそれだけ汚染が広がる。福島県内で行うべき」との講演をしました。12月1日にはセシウム反対母の会が317人の追加の署名を市議会に提出しました。このように、9月9日には40人の反対でしかなかったのが11月8日現在で大館市では5,138人、小坂町では3,328人の人たちが反対署名を提出しています。わずか2カ月で40人が8,466人にもなりました。焼却灰の受け入れ再開に反対する2つの請願に5,138人もの人たちが賛同し署名しているということは、市民の理解を得ることができなかったということです。この焼却灰受け入れ反対の請願に込められた5,138人の思いを市長はどのように施策に反映させるのかという点について伺います。最後に、今回の2つの請願に賛同し署名した人たちの声を読み上げます。市長に置かれましてはこの_____声をお聞きになり、多くの市民が望んでいることを施策に反映していただきたいと思えます。「放射能は50年、100年先に影響する。なぜ花岡に持ち込むのか」「放射能は処理できない。大反対」「危険な放射性物質を持ち込まないでほしい。花岡はごみ捨て場ではない」「国の基準は信用できない」「もし万が一事故が発生した場合、責任はどかがとるのか」「住民が安心して暮らせる環境が求められる。この世の中に絶対ということはない」「8,000ベクレル以下なら安全というが、具体的な根拠はあるのか」「焼却灰を積んだトラックの事故が心配だ」「地下水や農業用水は安全なのか」「関東圏の自治体が困っているからといって大館市が引き受けるのは、放射能を拡散することだ」「受け入れた場合の影響は誰もわからず、絶対に安全とは言えない」「安全と言われても住民としては安心できない。住民投票で決めてほしい」「被害が出てからでは取り返しがつかない」「焼却灰ではなく、福島の苦しんでいる人たちを受け入れてほしい」「焼却灰を受け入れていくことが復興支援になるとは思えない」「どの時点で市が再開を決定するのかわからず、不安に感じている」「危険な物は持ってきてほしくない」「大館に灰を持ち込むことで、誰にメリットがあるのか」「リスクを冒してまで受け入れなければならない理由がわからない」「市長は、市民の理解をどのような形で判断するのか」「議会の声を市民の声と判断してもらいたくない」「不安要素をなぜ、わざわざ持ってくるのか」「原発事故後に埋め立てられた灰に危険性はないのか」「農作物への風評被害が心配」「受け入れの賛否を問う住民投票をしてほしい」「最終処分場が満杯になったら、どう管理していくのか。200年

間管理していけるのか」「8,000ベクレルという基準は、実証データのない数値だ」「市はどうして、受け入れ前提の話しかしないのか」「どうして住民投票せずに、市は受け入れる方針なのか」、そして、これから読む最後の声は11月1日の説明会に出席していた高齢男性の声です。「どうして、市が先頭に立って市民を説得しなくてはならないのか。会社にかわって市民を説得しなくてもいいのではないのか。市がノーと言えれば困ることがあるのか。セシウム入りの焼却灰が大丈夫なら、関東に穴を掘って埋めればいい。処理に困って大変だったら、その自治体が穴を掘って埋めればいい」。

私の質問はこれで終わらせていただきますが、お答えは関連している質問だからと一括しての回答ではなく、個々への回答でお願いいたします。どうもありがとうございました。(拍手)
(降壇)

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長(小畑 元君) ただいまの佐藤議員の御質問にお答えいたします。

1点目であります。年間2万7,000トンの焼却灰を当市に搬出してきた埼玉・千葉県の6市1広域組合の最終処分場の有無についてのお尋ねであります。本市に焼却灰を搬出してきた6市のうち、千葉県船橋市・八街市・流山市・埼玉県川口市につきましては、最終処分場がなく、埼玉県羽生市・加須市については、最終処分場はあったものの既に埋め立てを終了しているものであります。また、東埼玉資源環境組合については、最終処分場を所有しているものの特別管理一般廃棄物に当たる飛灰を処理できない施設であるため、本市に搬出してきたものであります。

2点目、焼却灰の受け入れ再開には「市民の理解」と「花岡地区住民の理解」どちらの理解が必要なのかについてであります。11月4日の記者会見に関する報道に「最終処分場のある花岡地区住民の賛成がなければ再開はできない」との記事が出ていたことについての御質問であります。このことにつきましては、まずは地元地区の住民の皆様の御理解をいただいた上で、さらに広く市民の御理解を得て判断する必要があると考え、会見において申し上げたものであります。受け入れについては反対意見が多く、受け入れ再開はできないと考えております。

3点目、国へ「セシウム入り焼却灰の処理を円滑に進めるための要望書」を提出した理由についてであります。焼却灰の最終処分場を持たない自治体は、その処理を他の自治体に依存するしかないわけではありますが、そのような自治体ではこのたびの放射能汚染により焼却灰の搬出が困難となり、市民生活に重大な影響を及ぼしているという現実があります。こうした実情を踏まえ、国の責任において対策を講じることが不可欠と考えているところであり、風評被害対策、排水処理、空間放射線量管理に関するマニュアルの整備や財政支援など国の積極的な関与を求めるために、去る10月21日に県知事・小坂町長とともに要望したものであります。

4点目、焼却灰受け入れ反対の「請願」に込められた5,138人の思いを、市長はどのように施策に反映させるのかであります。市議会に対し12月1日現在、請願2件、5,449人分の署

名簿が提出されているところであります。市民の声を施策に反映させるのは行政の責務であり、多くの市民から反対の意思表示がなされており、その意見は尊重しなければならず、焼却灰の受け入れを再開する考えはないことを申し述べたいと思います。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○18番(佐藤芳忠君) 議長、18番。

○議長(藤原美佐保君) 18番。

○18番(佐藤芳忠君) 3点について、再質問いたしたいと思います。まず1点目の質問の前に、今、市長は八街市には最終処分場がないとおっしゃいましたが、私が視察したのは八街市でございます。八街市には最終処分場があります。ただ、つくったときの住民との話し合いで焼却灰は埋め立てはできないということでした。不燃物についてしか埋め立てができないとのことでしたが、最終処分場は持っています。質問の第1番です。今、市長は羽生市・加須市・東埼玉資源組合、3市と言いましたが、実際は八街市も含めて4市です。7つの自治体のうち、4市が最終処分場を持っています。今まで当市に焼却灰を送り込んでいる7つの自治体には最終処分場がなく、当市が受け入れないため困っているだろうと心苦しく思っていた市民はほっとしたことと思います。確かに市長が言うように容量が少ないところもあるでしょうし、不燃物しか埋め立てのできないところもあるでしょうが、最終処分場があるということはどうしても困ったときには埋め立てる場所があるということです。私が視察した千葉県八街市では、今言ったように最終処分場を持っていました。11月8日視察時点では、保存している焼却灰はありませんでした。市民生活には全く影響を与えていませんでした。市民生活に影響を与えないという点につきましては、私が視察した八街市と羽生市、この2つとも市民生活には全く影響を与えていませんでした。そして、この7つの自治体の中で、ある市、仮にA市としておきます。A市の市長から小畑市長に対して一般廃棄物の搬入に係る事前協議についてとの通知が来ています。その内容は、A市の最終処分場の埋め立て量が増加し逼迫してきている。についてはA市の焼却施設から排出される一般廃棄物、ばいじん——焼却灰のことです。この排出についてA市の最終処分場の延命を図るため、大館市に特段の配慮をお願いしたいという内容です。このように自分の市の最終処分場の延命を図るために当市に焼却灰を送り込んでいる市もあります。このような市の焼却灰を受け入れることについてどうお考えでしょうか。また、最終処分場が4カ所あります。その有無について、どうして正確な情報をチラシに書かなかったのかという点についてお願いします。これが第1点です。

続きまして第2点です。市民の理解、花岡の理解ということで、まずは地元、さらに市民とおっしゃいました。そこで確認したいと思います。今まずは市民、さらに市民とおっしゃいました。花岡地区の住民が賛成したとしても、市民の賛成がなければ受け入れは再開しないということではよろしいかお答えください。

そして第3点、要望書を提出した理由について、市長は国の関与の明確化を求めたものであ

る、とのお答えでしたが、役所にとって公的な文書、特に大臣に対する要望書などは最も重要なものです。役所としての考えを示すものであるため、文章は間違いがないように一字一句正確に書かれます。もし、市長がおっしゃるとおりなら大臣の要望書に現在受け入れが中断されている放射性物質を含む焼却灰の処理を円滑に進めるために国の早急な対応を強く要望すると書く必要はないものです。焼却灰の処理を円滑に進めるためにと書いていることは、まず受け入れありきというふうにはしか私はとれないものですが、この文言を変えた理由をお答えください。以上です。

○市長（小畑 元君） 議長。

○議長（藤原美佐保君） 市長。

○市長（小畑 元君） 再質問にお答えしたいと思います。まず、1点目の事実の確認については改めて私どもの方からもう一度詳しいことを御報告したいと思います。それから焼却灰について、長年、20年以上いろいろな自治体の御要望に応じて私どもも焼却灰の処理の受け入れをしてきたわけですが、それが地元の環境に甚だしい悪い影響を与えるものならば当然お断りするわけでありますが、私どもの方で最終処分地、小坂町もそうですけれども、環境に悪い影響がないのであればお手伝いをするのは各自治体との間での話し合いだと私は思っております。

それから2点目ですけども、議員の御理解で結構であります。

3点目ですけども、これは円滑にということではなくて、放射性物質を含む焼却灰の取り扱いについてということで要望したわけですが、この中で処分場のある地元の住民の理解が得られない状況になっておりますということを明確に私どもが書いてあるわけでありまして、次に先ほど申し上げましたけれども、こういったまさに焼却灰を含めまして各自治体がいろいろ苦労しているこの最終処分地の問題について、国としてきちんとした方針を出すべきであると、自治体間の受け入れる受け入れないとかそういう議論よりも、むしろ全体として、特に放射性物質が入っている焼却灰について、これが受け入れられなければ自治体としても成り立たなくなってくるわけでありまして、それについて国としてしっかりとした方針を出すべきであるということを私ども言いに行ったのであります。どうかその辺を御理解いただければありがたいと思います。

○2番（武田 晋君） 議長、2番。議事進行。

○議長（藤原美佐保君） 2番。

○2番（武田 晋君） ただいまの佐藤芳忠議員の質問の中で、市民5,138人の思いという話がありましたけれども、私は署名を見させてもらいました。半分くらい見ましたけれども、その中で1,500人ほどは県外の方です。ですからこれは、はっきり大館市民が何人、県外何人という話をしないと誤解されますので、その辺を佐藤芳忠議員には正してもらいたいと思います。

そのためには議会事務局で精査してもらって人数確認はしてほしいので、その辺のお願いをいたします。

○議長（藤原美佐保君） 暫時、休憩いたします。

午後2時23分 休 憩

午後2時27分 再 開

○議長（藤原美佐保君） 再開いたします。

ただいまの武田晋君よりの議事進行については、議会運営委員会に諮ることといたします。

○議長（藤原美佐保君） この際、議事の都合により10分間休憩いたします。

午後2時27分 休 憩

午後2時41分 再 開

○議長（藤原美佐保君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

吉原正君の一般質問を許します。

〔19番 吉原 正君 登壇〕（拍手）

○19番（吉原 正君） いぶき21の吉原正でございます。ことしもあとわずかで1年が終わろうとしております。3月11日の東日本大震災は私たちの記憶に長く残る大惨事でありました。このことを教訓にしながら、今後の市政及び私たちの生活をこのことに学びながら今後生きていく、そういうことをつくづく考えさせられた1年であります。本日5人目の質問でありますので、それぞれお疲れのこととは存じますけれども、しばしの間おつき合いをお願いいたします。

最初に、環太平洋経済連携協定（TPP）についてであります。かつて、当時の前原外務大臣ではありましたが、農林水産業の国内総生産（GDP）に対する比率はわずか1.5%、1.5%を守るために残りの98.5%を犠牲にしているのかという発言をし、厳しく批判を受けました。ただ、これが契機になりTPP反対は農業団体、賛成は農業以外の産業との構図が喧伝された面があります。しかし、2009年のデータでは、日本の輸出産業のトップである自動車・家電製品などの耐久消費財の輸出額はGDP対比で1.65%と農林業の1.5%と大きな違いはないのであります。また、輸出産業全体でもGDP対比で11.5%であります。日本の経済の大きな比重を占めているのは、サービス業の20.8%、卸・小売業の13.1%など、内需の部分が大きいです。TPPによる輸入の増加は、内需で支えられている地域の中小企業にも大きな影響を与えると考えられます。また、TPPで日本はアジアの成長を取り込めるとの主張もあります。しかし、アジアで急成長している中国・韓国・インドはこのTPPに参加していません。

現在のTPP参加国のGDPを見ると、アメリカが7割、日本は2割、残りの8カ国で1割で、実質的にはアメリカと日本の2国間協定のようなもので、日本はアメリカから多くのものを買わされることの方が懸念されるというそういう主張もあります。TPPは、関税を一切なくするとともに関税以外の非関税障壁の撤廃を目指しております。日本に物やサービスを売り込みたいが日本の法律や制度が障害になる。これらは、非関税障壁として訴えられる可能性もあります。いわゆる投資家対国家の紛争解決条項（ISD条項）で国際投資紛争解決センターに日本の政府を提訴することができます。この仲裁の判断基準は、自由貿易のルールにのっとっているかどうかであり、日本人を守るためとかそういうことは考慮されないとされます。政府は負ければ多額の賠償金を支払うか制度を変えなければなりません。提訴した企業は負けても仲裁費用のみでありますので、非常にリスクが少ないものであります。訴訟大国と言われるアメリカが相手国だけに危惧されております。皆さんも御存じのように、お隣の韓国でアメリカとの自由貿易協定（FTA）の批准をめぐる韓国国会が大混乱し、今でも国民の反対運動のデモなどが行われております。この一つはISD条項の存在でございます。各種公共政策がISD条項により紛争処理で無力化され、韓国は自国の利益を守る力を奪われてしまうというのが反対運動の主張であります。日本もこうした情報が入るにつれ、例えば、医療の皆保険制度の廃止や混合診療の全面解禁などの要求が出されれば、日本の医療制度は根幹から崩壊するとして日本医師会もTPPに反対表明しています。また、労働力の移動の自由化による賃金の低下や失業の増加も心配されます。政府調達が自由化されれば国内の公共事業に外国企業が参入できるようになります。食生活では食品の表示が非関税障壁と指摘されれば遺伝子組み換え食品が市場に出回るおそれもあります。こうしたTPPの内容を知るにつれ、私は農業者として反対の立場でありましたけれども、今は一人の国民の立場でもこのTPPに反対すべきだと思っております。市長は今までも反対を表明しておりますけれども、改めてこの場で見解を伺います。また、この地域の経済（商工業）にとって、どのような影響が予想されるかお尋ねいたします。

次に、農業についてであります。農業についてのTPPの影響は昨年12月、農林水産省が発表しております。政府試算でTPPに参加した場合、実質GDPは2.4兆円から3.2兆円増加するとしております。これに対し何も対策を行わない場合、農林水産業の生産額は4.5兆円減少し、食糧自給率は40%から13%に減少するというものであります。農業は農業基本法を初め、さまざまな政策が打ち出されてきましたけれども、いずれも有効に作用せず、平成2年の農業所得総額は6.1兆円でありましたけれども、平成20年には3兆円と半分に減っております。また、基幹農業従事者の平均年齢は64.2歳と高く、全国平均で担い手のいない集落が半数を超えるとされております。このようなときに、政府は高いレベルのTPPを強引に推進し、食糧自給率の向上と農業・農村の振興を両立させると豪語しておりますが、その具体策や財源等は全く不明であり、農業者の不安は増すばかりであります。今、政府がすることは国家戦略として

定めた食料・農業・農村計画に基づき、食糧自給率の50%への引き上げを目指した**持続可能な農業を築くため**、全力を挙げることであります。地方の農業行政も農業の多面的機能を評価しながら、厳しい現状を何とか変えていこうという熱意が現場の農業者にも伝わるような取り組みを強く望むものであります。以上の観点から**3つの課題**について伺います。第1点は、**農業所得の向上対策**についてであります。稲作は米価の下落で大規模農家の経営も厳しく、さらに小規模農家に至っては完全に採算割れをしている状況であります。また、畑作・特産についても、より高度なブランド化を目指さないとなかなか厳しい。付加価値をつけるなど販売の戦略を工夫しながら、さらなる努力が求められております。これらの点についての対策がありましたらお尋ね申し上げます。

第2点は、**担い手・後継者対策**であります。本市の担い手の将来予測をどう把握しているでしょうか。また、農業者以外からの担い手の確保についての考えもありましたらあわせて伺います。

第3点は、**遊休農地対策**であります。本市の遊休農地は水田・畑の合計で約588ヘクタール、農地面積7,726ヘクタールの7.6%を占めております。この数字は大館市農業公社が実施した3カ年の実態調査の中で明らかになったものです。遊休農地の解消策は全国各地で取り組まれておりますけれども、なかなか難しい問題であります。大館市農業公社のアンケートでは遊休農地となった理由の第一は労働力不足であります。こうした事情から適切な管理ができず、木が繁茂し原野化してしまう傾向があります。遊休農地が大きく荒廃していくことをまず防ぐため、大型草刈り機を市が購入し、委託事業として成果を上げている例もあります。本市でも有効な対策と思いますができないもののでしょうか。また、手間のかからないような作物の試験栽培やその普及、空き家バンクと連携した新規就農者への紹介などの対策も考えられます。さて、こうした遊休農地の利活用こそ大館市農業公社が果たす役割と私は認識しておりましたが、今年度で解散との声も聞かれます。設立時の熱意はどうして冷めてしまったのでしょうか。実態調査だけであれば大館市農業公社を設立しなくてもできたものかと私は思いますけれどもあわせて市長の見解を伺います。

次に、大館市農業再生協議会について伺います。従来の水田農業推進協議会・担い手育成支援協議会・耕作放棄地対策協議会等を統合し、米と畑作物を含め農業振興を連携して取り組む体制づくりということで**大館市農業再生協議会が設立されておりますけれども、その機能が十分に発揮されているかどうか**、その状況についてお知らせ願います。

次に、再生可能エネルギー資源の活用について伺います。地球規模での低炭素社会の構築や3.11の原発事故後の脱原発の社会情勢などを背景に、水や太陽の光・風、そしてバイオマスとしての穀物・木材等再生可能エネルギー資源が注目されております。ドイツでは5,500カ所の小水力発電があり、現在も建設が続いていると言われております。日本は現在400カ所余りで、ドイツに比べて降水量が多く、なおかつ地形も険しいことから、多くの開発可能な地点が

あると研究者は指摘しております。また、太陽光発電は住宅などの建物だけでなく、低い土地あるいは未利用地などを活用するメガソーラー——これは従来の家庭・住宅用ソーラーの何百倍もの高出力の太陽光発電のシステムでございますけれども、そのメガソーラーシステムがクローズアップされております。電力各社やあるいはソフトバンク、商社、そして自治体でも新潟県や川崎市などで現在も取り組んでおります。メガソーラーは広大な用地が必要とされますので、農村部での新たな土地利用の形態としても注目を集めております。北海道ではJA浜中町の酪農家109戸が計1,000キロワットの太陽光発電システムを導入しております。1戸当たり10キロワットで、搾乳機械などの電力の一部を賄う。パネルの枚数は5,000枚。積雪を防ぐため角度を大きくするなどの工夫をし、全体で年間3,000万円の電気料金を削減する予定であります。二酸化炭素の排出を抑え「エコ牛乳」としてブランド化を高める戦略と聞いております。このように**再生可能エネルギーを活用し、農山村の新たな発展の道を探り、エネルギーの地産地消を進める方策もぜひ検討すべきときではないか**と思います。そこで1点目の**太陽光発電の普及と補助制度の創設**についてであります。太陽光発電の住宅への設置には、1キロワットにつき国から4万8,000円の助成があります。秋田県も1キロワット当たり3万円の上乗せがあります。また、県内10市町村では独自の補助制度をつくり推進しております。従来、雪国では採算が合わないと不安視されておりましたけれども、現在は年間トータルで大丈夫だというデータが出ているようであります。しかも、災害時や停電のときも自立運転機能で電気を使うことのできるメリットもあります。行政としては災害対策に万全を期する面から公共施設に導入するのも有効ではないかと考えます。本市での普及と補助制度の創設について市長の見解を伺います。

2点目の**小水力発電の取り組み**については、農村部において地域づくり等と結びつけた推進を市として取り組んでほしいと要請いたします。また、私たち大館の地元にあった発電機の開発等に地元の工業分野の企業等が研究し、それを開発できるようなそういう役割を担ってもらえるよう研究開発費についても市の方で工面できないか、そのことについても市長の見解を伺いたいと思います。

最後の質問になります。**大葛小学校の校舎の利活用**についてであります。この質問につきましては以前にも地元の意見を尊重しながらできるだけ早期に利活用を図るべきだと申し上げましたけれども、そのときはまだ統合に合意していない時期でありました。保護者や地元の住民も大変悩んだことと思いますけれども、来年春の統合を決断し閉校は現実のものとなりました。これからは、校舎の利活用に地元住民の大きな関心が集まることと思います。閉校後、何年も明かりの消えた校舎が続くことのないよう、新たな地域のよりどころとしての校舎の利活用が一日も早く実現できるよう万全の態勢をお願いしたいと思います。市長の見解を伺います。

以上、壇上から私の質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)(降壇)

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長（小畑 元君） ただいまの吉原議員の御質問にお答えいたします。

1点目、環太平洋経済連携協定（TPP）には断固反対。TPP加入による、予想される大館の経済（商工業）への影響と地域農業を守っていく諸課題についてということで、①として市長のTPPに対する見解をとということでありますが、市ではこれまで全国市長会等を通じ、政府に対し慎重な対応を要請してきたところではありますが、このたび政府は交渉への参加を表明し、来春にも正式に交渉に参加する見込みであります。関税の原則撤廃や規制緩和などにより、さまざまな分野において国民生活に大きな影響を及ぼすことは必至であり、農業を主とする第1次産業や医療・保険分野への影響を危惧しているところでもあります。今後は政府に対し十分な議論と協議経過の詳細な情報開示を求めるとともに、地域経済や社会に及ぼす影響を考慮し、将来にわたる産業の安定と振興が損なわれないよう、また、国民が安心して暮らせるよう配慮した具体的な方策を一刻も早く国民に示し、不安を払拭していただくよう関係団体と連携しながら強く要望してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

②大館の経済（商工業）にとってどういう影響が予想されるかではありますが、日本のTPPへの加入については、国全体で見ると経済界からは歓迎されているようですが、本市におきましては、生産物を海外に輸出している一部の企業にとり輸出を伸ばすチャンスととらえることができる一方、海外から安い生産物が輸入されることにより生産・販売規模を縮小せざるを得なくなる可能性も伴うことから、一概に歓迎すべきものとは言えない面があります。また、地域産業において、国内や地域内消費を主体としている商工業者にとってはTPP参加によるメリットは考えにくい中で、農業を中心とする地場産業が衰退することとなれば、結果として市民の購買力や地元企業の投資・生産力が縮小するなど地域経済全体が衰退するおそれがあり、その影響は極めて大きいものと考えております。

③一番影響の大きい農業を守り、発展させていく上での3つの課題についてということで、ア．農業所得の向上についての対策であります。農業においては、農家の所得向上のため「農業基盤整備の推進」「担い手への農地集積促進による経営規模拡大」「米にかわる農産物の産地化の推進」、この3点を複合的に進めていくことが重要であると考えております。本市では、これまでも重点戦略作物への助成、農業夢プラン事業へのかさ上げ補助などを実施し、作物の生産振興と農家負担の軽減を図ってきたところでもあります。今後もこれらの施策に加え、基盤整備事業の着実な実施や畜産業と連携した循環型農業の推進、農産物のブランド化・産地化・差別化による農業所得の向上を目指してまいりたいと考えております。

イ．農業の担い手、後継者対策であります。全国的な傾向と同様、本市においても認定農業者等の担い手の高齢化が進んでおり、地域農業を担う後継者の確保・育成が重要な課題となっているところでもあります。農地の集積を進め、企業感覚を持って利益が上がる農業を目指さなければ、今後の農業経営は一層厳しいものとなることが予想されます。担い手への農地集積に

については、本年3月に策定した新大館市総合計画・後期基本計画において、担い手への集積率を平成21年度の47%から27年度には65%とする目標を掲げており、昨年度末の実績では55%となっております。来年度は、地域の中心となる農業者に農地を集積するため、集積に協力する離農者に対して国から農地集積協力金の交付が計画されており、さらに集積が加速化されることが予想されます。また、秋田県緊急雇用創出臨時対策基金事業を活用した農業後継者育成事業を昨年度に引き続き実施しておりますが、さらに農業経営の安定・拡大のための支援策として農業者拡充支援事業の関連予算案を本定例会に提案しているところであります。今後とも、地域農業の担い手と後継者確保のため、農業近代化ゼミナールなどへの活動支援や県の研修制度の活用により、市外からの新規就農希望者についても積極的に受け入れる体制を整備してまいりたいと考えております。

ウ. **耕作放棄地についての対策**。大館市農業公社が21年度から本年度までの3年間で調査した耕作放棄地調査の結果を、来年度から大館市農業再生協議会へ引き継ぎ、担当職員を配置するとともに、農地バンクの設置も視野に入れ活用を検討してまいりたいと考えております。また、議員御提案の耕作放棄地の荒廃を防ぐための乗用草刈り機のリース事業について、先進地の事例なども含め実現に向けて検討してまいりたいと考えております。なお、農業公社の廃止についてでありますけれども、④の施策の中で改めて御説明させていただきたいと思っております。

④**従来の農業関係機関を一本化した再生協議会は機能しているか**についてであります。大館市農業再生協議会は、農業者戸別所得補償制度の推進や総合的な地域農業振興を目的とし、今年4月に担い手育成総合支援協議会・耕作放棄地対策協議会・水田農業振興協議会を統合して設立されました。メンバーはJAあきた北・市農業委員会・各土地改良区・認定農業者の会・連合婦人会・消費者の会等に加え、県や農業総合指導センターなどで構成し、水田農業振興作業部会を設けて協議を進め、幅広く農業問題に取り組んでいるところであります。本年度は、農業者戸別所得補償制度の本格実施初年度となったことから、JAとも事務レベルで定期的な協議を重ね、各部会の意見も反映させながら制度の推進を図ってきたところであり、24年度からは耕作放棄地対策として農地バンクの設置・活用についても検討したいと考えております。また、先ほどの農業公社の機能もこれらの新組織の中で活用できるように検討していきたいと思っております。また、地域特性に合わせた本市農業の将来像としての地域農業再生ビジョンにつきましては、各部会の意見のみならず、地域農業者の意見も集約しながら本年度内に策定し、農業所得向上に向けた種々の施策に反映させてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

2点目、**エネルギーの地産地消、再生可能エネルギー資源の活用**をということで、①**太陽光発電の普及と補助制度の創設**であります。平成22年度末の太陽光発電の普及状況は、県全体の設置数が2,045台、普及率0.5%、市全体では124台で0.4%とまだまだ普及が進んでいない状況にあります。大館・北秋田地域の年間の太陽光発電量は、全国平均990キロワットアワーに

比べ、その89%の881キロワットアワーと厳しい地理的条件にあります。太陽光発電は、東日本大震災の後、再生可能エネルギーの本命として注目され、現在、国の機関などにおいて、日照時間の少ない地域や積雪地・山間地などの条件不利地域でも対応できるシステムについて、大規模な実証試験が行われております。市といたしましても、技術革新の動向などを注視しながら、災害時や停電時の対策として有効であることから、防災拠点となる公共施設などへの導入を検討してまいりたいと考えております。太陽光発電の補助制度については、国・県のほか県内10市町村が独自の補助制度を創設しておりますが、本市でも今後の国の再生可能エネルギー政策の動向を見ながら調査・検討してまいりたいと考えております。

②小水力発電への取り組みをであります。現在、小水力発電の可能性を探るため、専門のコンサルタントに市内6カ所の候補地について可能性調査を委託しているところであります。小水力発電の多くは、一般的に電力消費が少ないビニールハウスなどの農業施設で自家消費用として設置・利用されております。本年度末に出される予定の調査結果をもとに、市内全域の小河川や農業用水路を対象に、コストに見合った発電量が得られる箇所を選定と電気の利用方法などの検討を行い、本市における小水力発電の導入の可能性を探ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

3点目、大葛小学校の校舎の利活用について現在の取り組み状況と展望はいかんということですが、少子化時代を迎え、学校統廃合後の空き校舎の利活用は全国的な課題となっております。本市でもこれまで、空き校舎となった三岳・越山・岩野目・山田の各小学校の活用をさまざまに検討し、既に活用が実現したところもございます。来春の統合を控えた大葛小学校は、平成3年から4年にかけて約5億5,000万円を投じて建設されたもので、豊かな自然環境に加え天体ドームを有するなどの特徴を備えております。それらを生かした活用策を模索するため、このほど庁内にプロジェクトチームを設置し検討を始めたところであります。一方、大葛地域では、大葛の将来を考える会が熱心に地域振興活動を展開していることに加え、地域おこし協力隊2名も着任しておりますことから、こうした方々との密接な連携が必要と考え、12月中には1回目の協議の場を設けることとしております。その中で、今後のスケジュールや地区の方々との検討組織立ち上げなどについても協議してまいりたいと考えております。今後、全国の先進事例を研究するとともに、旧越山小学校体育館の地域への開放、また、旧山田小学校への生ハム工場の誘致などの実績を踏まえ、大葛小学校についても地域の新たな魅力となるよう再生させるべく最大限の努力をしてまいりますので、御理解をお願い申し上げます。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○19番(吉原 正君) 議長、19番。

○議長(藤原美佐保君) 19番。

○19番(吉原 正君) 先ほど、遊休農地の荒廃を防ぐために大型草刈り機を市が購入して委託事業をやっているという例をお話ししましたが、農業公社が行ったアンケートによると、自

分で遊休農地を何とかしたいと思っけていてもなかなか手が回らないというのが現状であります。本来であれば遊休農地を再生して新たな作物を植えつるとか、あるいはその農地を集積して規模拡大を目指している農家にプラスにするとか、そういうこともいろいろと方策としてはあるわけですが、とりあえずの現状としてはもうこれ以上荒れさせずに維持していき、その中で遊休農地へのさまざまな作付や新規就農者へのあっせんなどを行うこと。このまま黙っていると1年、2年たつて回復不能な遊休農地がだんだんふえていくということが心配されるわけです。そういう意味で、とりあえずそれを防ごうということで、私が参考にしたのは島根県の益田市であります。普通の農家は手で扱う草刈り機は持っているのですが、草丈が1メートル以上になると刈れなくなってしまうので、草が繁茂した場合に個人はそれに手をかけられないという状態で草がどんどん大きくなってしまふ。それをとりあえず防ごうということで、益田市では大型の乗用草刈り機の事業を市の堆肥センターに委託しています。個人で借りると機械のメンテナンスなどでいろいろと困ることがあるので、例えば、耕地の荒れ具合によって1反歩3,000円、4,000円という金額で逆に委託してやってもらうという事業です。私は、こういう形で農家の方々が手が回らないという現状からすると、こういう事業も荒廃を防ぐ一つの大きな役割を持つのではないかと思いますので、ぜひ前向きに実現できるように検討願えればと思います。

それから、小水力発電については、市で現在も調査のための予算を持ってやっているということでありましたけれども、これについては県の補助事業もあります。私が見た中では平成21年度から農村の小水力発電施設の導入について調査や設計に係る費用のほか、設備自体の費用についても2分の1まで補助するという事業を農林水産省が実施しているという情報もございします。これが大きいワット数で使用電力量を大幅に緩和するということはできないのですけれども、農山村の地域おこしや地域づくりなどと連携しながら、この小水力発電というものを普及し、その取り組みを通して地域のさまざまな活動にプラスになるような役割を持てれば、これもまた一つの大きな力になるのではないかと思います。それと、今回、商工会議所からも小水力発電システム構築に向けた当該地可能性調査についてという請願も出ております。現在、水力発電機というのはさまざま開発されているそうです。大小、地形や流量に合うような形でいろいろなものが開発されているようですけれども、この大館の地に合うような、あるいは大館の状況にうまく改良しながらやれるような、そういう役割を大館の工業にかかわる分野の方々にぜひ担っていただいて、取りつける発電機も大館で自前で調達できる。そういうものができれば、どちらにも一番プラスになるということを考えていますが、その点についてぜひ当該工業分野の業界の方々に要請できないか。それについても市長のお考えを伺いたいと思います。

最後に、大葛小学校に関しては、庁内にプロジェクトチームをつくって12月中には地元の方々との話し合いもあるということです。閉校後できるだけ早い時期に利活用に向けてスタートできるような動きを進めていただきたいと思います。大葛小学校については要望であり

ますので答弁は要りません。以上、よろしく申し上げます。

○市長（小畑 元君） 議長。

○議長（藤原美佐保君） 市長。

○市長（小畑 元君） 再質問にお答えしたいと思います。まず耕作放棄地についてですが、この間調査結果がまとまって、大館市内の水田面積7,380ヘクタールのうち552.1ヘクタールが耕作放棄地ということになるわけです。遊休農地というお話ですけれども、私どもは耕作放棄地ということで調査させていただきました。そのうち、もう柳が生えて手をつけられないというのが13%。今すぐ使えそうだというのが24%。残り黄色部分というのは少し手間をかけなければいけない。ですから黄色が赤にならないようにするためにも、議員御提案の草刈りでもそうですし、耕起の機械もいろいろあります。いろいろな状況に応じてまさに水田なりをもう1回、本当に再生不可能にならないような状態に保っていくための施策というのを早急に検討したいと思っております。その中に、例えば乗用の草刈り機があった方がいいというのであればリースするなり、こちらでお手伝いできる方策を検討したいと思います。

2つ目の小水力発電について、私も議員の御意見には賛成であります。発電はしたけれど何に使うかというのが一番大きいわけですし、先ほども答弁の中で申し上げましたけれども、どちらかという、小電力で農業用にさまざまな電力が必要なところにうまく活用できれば、一石二鳥、三鳥になるわけですので、地域づくりの一環としての小水力発電という点も地域の皆さんと十分にこれから検討していきたいと思っております。そのためにも、どんなところに一番可能性があるのか早急に調べて、例えばこういう河川とか、こういう滝とか、こういう用水路とかいろいろあると思っておりますので、それで地域の皆様方に利用方法を考えてみませんかということで持ちかけていかなければならないと思うのであります。早急に調査結果をまとめて議会にも御報告し、地域の皆さんとも相談していかなければと思います。また、機材その他をせっかくだから地元で開発できないかと、これは商工会議所の方にも相談していきたいと思っております。もしできるものならば、いわゆるダイナモがあればできるわけですから、それを機械的にどう回していくかということに尽きると思っておりますので、その辺のところを十分に相談していきたいと思っております。

それから要望ということですが、大葛小学校の利活用については、それこそ時を分かつたずできるだけ早い時期に一定の方向が出せるように今後とも検討を急がせたいと思っております。以上です。

○議長（藤原美佐保君） 以上で、本日の一般質問を終わります。

次の会議は、明12月6日午前10時開議といたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後3時25分 散 会
